

第十回 参議院大蔵委員会會議録第十五号

昭和二十六年三月六日(火曜日)午前十一時五十七分開会

本日の會議に付した事件

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般會計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○登録税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○骨牌税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

第一に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、それから所得税法の一部を改正する法律案は七件の税制改正案等について質疑を開始いたします。

第六部 大蔵委員会會議録第十五号

昭和二十六年三月六日【参議院】

正する法律案、それから所得税法の一部を改正する法律案は七件の税制改正案等について質疑を開始いたします。

○油井賢太郎君 この前国民金融公庫の貸出の日歩等について政府側に質問して置いたのですが、その回答を先ず求めたいと思います。

○説明員(最上孝敬君) 先般お尋ねの点は、この予算参考書として挙げてあります二十六年度、及び二十五年度の予定貸借対照表、予定損益計算書におきまして、貸借対照表の借方に載っております普通貸付の残高三十七億五千九百万に對しまして、同じ損益計算書の利益の部に載っております普通小口貸付利子二億七千万と、それからその次にあります二十五年度における普通小口貸付二十四億六千二百万、それに対して普通小口貸付利子が一億三千四百万とあります。これで見ますと、二十五年及び二十六年度を比べますと、二十五年度の残高約二十五億に對しまして、二十六年度は三十七億で約五割くらいしか殖えておりません。それに反して利息のほうは一億三千四百万が二億七千万というふうになりつておられますので、恐らく何か利率の引上というものが計画されておるのじやないかという御質問でございます。これは貸借対照表に挙つております小口貸付の金額は、年度末の残高でございます。利息を計算いたします根拠になりますのは、年度中の平均残高でございます。平均残高のほうで計算いたしますと、二十六年度は二十五年年度の残と、それから二十六年度までの残の大体中央の数になつております。三十億三千二百万でございます。その九割、これは一割予定しておりますが、九割で計算いたしまして、そうして一割……一割ではございません。九分六厘を予定しておりますので、三九、二十七で二億七千万円となつたのでございます。それから二十五年度のほうは前年度の残と二十五年度の残と、丁度中央よりもやや低くなつておりますのは、二十五年度におきましては、補正予算で以て十二月以降相當な貸出しがなされたために低くなつておられます。同年度の平均残高は十三億四千五百万でございます。これは一割二分を一〇％で計算いたしまして、一億三千四百万ということになつておりますので、別にこの利率の引上げということを計画しておるわけではございません。

○油井賢太郎君 そこで重ねて伺いたしたいのですが、政府の今度の金利の引上げ問題ですね。あれに関連して国民金融公庫も必然的にやはり金利というものは上つて行かなくてはならないのじやないかと思つたのですが、この公庫の性質上、特に利子を高くしないので現在のまま据置きにするとか、或いは将来反対に安くして小口の貸付けに対する恩恵を施すというふうな方向に向うのですか。その点いま一応明らかにして置いて頂きたいのです。

○説明員(飯田良一君) これは前回にもお答えいたしましたのでございますけれども、従来国民金融公庫の金利というもの、その目的から見まして成るべく低いほうがよいというふうな考へておられたにかかわらず、一割二分というところで据置いて参りましたわけでございます。国民金融公庫の資金量が從來非常に不足を告げておりましたために、従いまして独立採算制等の見地から一割二分というのに我慢せざるを得なかつたのでございます。二十六年度の計画におきましては、相當資金量も増加いたすこととありますし、待望の独立採算ということも、なお金利を引下げる場合においても可能であるという見通しがつくに至つておるわけでありまして、先ほど説明がありましたように、予算計画におきましては一応利子収入を九分というところで算出したしております。なお具体的な実行に當りましては、現在研究しておりますのは、従事の二割二分を九分六厘程度に引下げ得るという計算になつておるわけでありまして、実施の時期等に関しましては、なお具体的に研究いたしたいと存じます。要するに、その程度までは引下げたいという計画を持つておることをお答えいたします。

○委員長(小串清一君) 議事の都合によりまして、国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしたいのですが、これは政府で一応説明がありましたけれども、なおこの際管財局長からこの案について何か説明をしてもいいと思ひます。今のこの案はこちらが先議になつておりますので、成るべくならば少し速かにこれを運びたいと思ひます。どうぞ、そのおつもりでは是非御協力をお願いいたします。

○政府委員(吉田晴二君) それでは国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案に對して更に御説明申し上げます。今回のこの改正は、理由書にもございますように、この国設宿舎を設置する機關、設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舎の使用料の所属区分、使用料の徴収に関する規定等についての所要の改正でありまして、まあいふ非常に技術的問題でございます。御承知の通りこの法律は昭和二十四年に制定されました。国家公務員のための国設宿舎の關係につきまして、從來法律では特に規定のなかつたものを法律にいたしました。その国家公務員のために設けられた宿舎の円滑なる運用を期するように主としてその調整を目的として作られたものであります。これによりまして、昭和二十四年の大体全体の宿舎を合せますと、約三千戸の宿舎が設けられたのであります。引続きまして、昭和二十五年、本年度におきまして、約三千戸の宿舎が設けられております。更に来年度においても十二億の予算が出ておるわけでありまして、漸次整備をして来ておるわけでありまして、只今申しましたように、この改正の

條文について申し上げますと、主として技術的問題でございます。第八條を御覽頂きますと、これは宿舎の管理の規定でございます。第八條では、大蔵大臣は宿舎の設置と維持と管理。この三つのものにつきまして総合調整をなさる。そういうことに見出しができております。そうして総合調整を大蔵大臣がなすことが一項になりまして、二項では衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長及び人事院総裁、いわゆる各省各庁の長と略しておるのでありますが、各省各庁の長が設置、維持、管理の實地の事務を大蔵大臣の定めるところに従つて行ふ。つまり第一項では、設置、維持、管理の三つの総合調整は大蔵大臣がする。その後

うに、郵政事業、電気通信事業というような事業を企業的に運営する特別会計で負担する宿舎については、その当該特別会計を管理する各省各庁の長でやる。又特定の官署に勤務する国家公務員のために一時に多数の宿舎を設置する必要があるというような場合、或いは又非常に遠隔の地に、何と云いますか、ぼつ／＼とある宿舎というやうなものは、大蔵大臣が設置しない、各省各庁の長がやつたほうがいい、という場合には各省各庁の長がやる、その場合には各省各庁の長がやる、というところに第八條の二が決まつて来たわけでありまして。

次に第八條の三は、これは前の第八條の二項と同じことでありまして、宿舎の維持、管理はこれは各省各庁の長がやるということでありまして、これはただ條文を変えたために第八條の三ができたのでありまして、實際問題としては何ら変りはないわけでありまして。

次に第十條であります。第十條には公邸の規定がございます。いわゆる昔から申しております官邸であります。これは法律で規定した人だけにこれを貸與するという規定でございます。只今ではここにございまして、一から十三の項目に分れておりまして、これを申上げますと衆議院議長、副議長、参議院議長、副議長、内閣総理大臣及び國務大臣、最高裁判所裁判官、会計検査院長、人事院総裁、衆議院事務総長、参議院事務総長、並びに衆議院の法制局長及び参議院法制局長、宮内府長官、待從長、検事総長、国家公安委員長、内閣官房長官それから国立国会図書館長と分れておりまして、今回御承知の通り警察予備隊というも

のがございましてその本部長官ができたのであります。この警察予備隊本部長官もこの種の各項目に挙げられております公務員のかた／＼と比較いたします。検事総長、その他国家公安委員長等にも権衡して参りまして、この中に当然公邸を持つものであるというところから警察予備隊本部長官を入れました。

なお、これは当然予算の範囲内でやるべき問題でありますので、ここに予算の範囲内で設置するのだという文句を入れたわけでありまして。

な、これは第十二條におきまして、これは第十二條というのは無料宿舎の規定であります。これも只今の話で予算の範囲内、これは当然のことであるかも知れませんが、これをはずりする意味においてこの字句を挿入するということにいたしましたのであります。

次に、第十四條は有料宿舎の使用料の規定であります。これは、第十四條の有料宿舎の使用料については大体どういう基準でやるか、或いはこの明けた場合の使用料の日割計算の問題であるとか、或いはその使用料をどういうふうにして徴収するかというやうな規定が今までの規定であります。

が、三項に分れておりますが、更に一項追加いたしました。この宿舎の明け渡しをした場合には、この宿舎の明け渡しというものは、つまり国家公務員でなくなつた、或いは死亡した、転勤、転職等で資格がなくなつた、或いは国の事務、事業の運営の必要に基き先順位者が生じたときには明け渡しをしなければならぬが、實際その明け渡しをする場合には多少の日があるわけでありまして、それで一応公邸及び無料宿

舎にあつては六十日、有料宿舎は六カ月というところが第十九條に規定してありますが、その間のこれは公務員でない場合があるもので、その宿舎の使用料はその三項では規定がはつきりいたしてございまして、ここに四項を以ちましてその使用料を、毎月その月末までに、国に拂ひ込まなければならぬ。という規定を追加いたしましたのであります。これは従来から当然あるべきであつた規定が抜けておりましたのを追加したのであります。

次に第十八條の規定であります。第十八條は費用及び使用料の費用の負担区分がきめてございまして、この使用料というものは「それ／＼宿舎の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計」を「当該宿舎の所属する会計」と改めるという規定でございまして、これが宿舎に入つておる人のそのものの報酬を拂う会計ということになります。うと、それも一つの考え方ではあるわけでありまして、現実の問題といたしましては、その現在の例で申し上げますと、合同宿舎等があるわけでありまして、合同宿舎にいろいろ／＼な人が入つておるわけでありまして、そういうものと、それが中には預金部の特別会計の人が入つておるとか、一般会計の人が入つておるとか、そういうものが入つてしまふと、現実の状態に合わないものであります。その宿舎には今實際のところ一般会計の所屬になつておりますから、それはその使用料も当然その中に入つて来なければならぬ。これはむしろ宿舎の所屬する会計というふうな規定を改めないという、現実の状態に合わないという点で第十八條の第一項中の「それ／＼宿舎の貸與を受け

た者」とありますのを、「当該宿舎の所屬する会計」ということに改めたのであります。同時に第二項におきまして「郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計」とありますのを、特にこれを「政令で定める特別会計」というふうにいたしました。それから「その他事業を企業的に運営する特別会計」というものをむしろ政令ではつきりしようというふうにいたしましたわけでありまして。

なお附則におきまして、第一項はこれは「昭和二十六年四月一日から施行する。」というのであります。第二項につきましてはこれは国有財産法の第十五條につきましてございまして、この規定につきましてつゞき何と云いますか、異なる会計間の所管換というものは有償にしなければならぬという規定があるわけでありまして、その当然或いは使用させる場合には有償として整理をしなければならぬという制度があるわけでありまして、当分の間、これを所屬を異にする会計の間において、所管換若しくは所屬替をし、又は所屬を異にする会計をして使用させるときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、当分の間、当該会計間において無償として整理するというようにいたしたいというわけでありまして。

以上簡単に御説明申し上げます。

○委員長(小串清一君) 今の吉田管財局長の御説明についてなお御質問ありませんか。

もう一つここに今日議題にまだされておりますが、旧軍用財産の貸與及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、これは管財局の關係であります。これについての予備審査

置する……」ただ只今申上げましたよ

うに、郵政事業、電気通信事業というやうな事業を企業的に運営する特別会計で負担する宿舎については、その当該特別会計を管理する各省各庁の長でやる。又特定の官署に勤務する国家公務員のために一時に多数の宿舎を設置する必要があるというような場合、或いは又非常に遠隔の地に、何と云いますか、ぼつ／＼とある宿舎というやうなものは、大蔵大臣が設置しない、各省各庁の長がやつたほうがいい、という場合には各省各庁の長がやる、その場合には各省各庁の長がやる、というところに第八條の二が決まつて来たわけでありまして。

次に第十條であります。第十條には公邸の規定がございます。いわゆる昔から申しております官邸であります。これは法律で規定した人だけにこれを貸與するという規定でございます。只今ではここにございまして、一から十三の項目に分れておりまして、これを申上げますと衆議院議長、副議長、参議院議長、副議長、内閣総理大臣及び國務大臣、最高裁判所裁判官、会計検査院長、人事院総裁、衆議院事務総長、参議院事務総長、並びに衆議院の法制局長及び参議院法制局長、宮内府長官、待從長、検事総長、国家公安委員長、内閣官房長官それから国立国会図書館長と分れておりまして、今回御承知の通り警察予備隊というも

のがございましてその本部長官ができたのであります。この警察予備隊本部長官もこの種の各項目に挙げられております公務員のかた／＼と比較いたします。検事総長、その他国家公安委員長等にも権衡して参りまして、この中に当然公邸を持つものであるというところから警察予備隊本部長官を入れました。

なお、これは第十二條におきまして、これは第十二條というのは無料宿舎の規定であります。これも只今の話で予算の範囲内、これは当然のことであるかも知れませんが、これをはずりする意味においてこの字句を挿入するということにいたしましたのであります。

をいたしました御質疑がありましたら……或いは一通り説明を先にしてもいいまいか。旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例に関する法律案について……

○愛知一君 議事進行で、今の国設宿舎に関する改正法律案はもう質疑を打切ることをここできめて置いたほうがいいのではないかと、極めて事務的な問題でもあるから……

○委員長(小串清一君) 御尤もでございますが、さう御質疑がないようでありますから、質疑を打切つて討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

○黒田英雄君 ちよつと質問を……只今の問題に關して……

○委員長(小串清一君) 今御異議がないということで質疑を打切つてしまいましたが……

○黒田英雄君 これは私、まだもちつてから、昨日もちつたでしよう。それで原文等とも照らして見ないので、それで一つ二つちよつと質問して……照らして見れば質問しなくとも落むかも知れませんが……

○委員長(小串清一君) 只今質疑を打ち切りましたが、なお黒田委員より一応簡単なお尋ねがあるようでありますから、それについて発言を許します。

○黒田英雄君 十四條に次の一項を加える、有料宿舎の貸與を受けた者が、まあ役人をやめるとか、転任をして宿舎をあつて明け渡す期間が相当あるのですね、何カ月とかいう、その間、今までは使用料を取つていなかったのですか、それとも取つてはあったが、毎月

取るというような規定がなかったのですか。それとも取つてはあったが、現行法を私持つていないものだからはつきりわからないのですか……

○政府委員(吉田晴二君) これは当然取つておつたのですが、その取り方において従来規定がはつきりしておらず、第四項を設けてそれをはつきりさせる、こういうわけでありました。

○黒田英雄君 取つてはおつたのですか。

○政府委員(吉田晴二君) 取つてはおりました。

○黒田英雄君 それからこの十條で、「予算の範囲内で」を加えるということ、結構と思うのですが、今まではこれはなかったというので急にこしらえなければならぬというのでしようが、併し今までにできていない官舎といふものはまだ相当あつたのですか。

警察予備隊本部長官は勿論新たに加わるのですが、今までの或いは最高裁判所の裁判官とか、何とかといふものもあつて入つておると思うのですが、それらは全部官舎はみなできておらんのですか、或いはできておるのですか。

○政府委員(吉田晴二君) 只今までに最高裁判所裁判官等の官舎は、公邸は全部できておるやうです。一部の公邸はできておるやうですが、一部のかたはまだ今後の問題になつて残つております。

○九鬼紋十郎君 附則の第二項の特別の取扱ひを、当分の間といふのは、何か六カ月間とか、三カ月間といふ期限を切つたらいかんのですか。

○政府委員(吉田晴二君) これは御承知の通り、従来官邸と申しますか、或いは宿舎についてこういう総合調整を

やらないで、各省ばらばらにやつておつた。それをこの法律で一切の必要に応じて合うように調整をしよう、こういう趣旨の法律でございます。従つてこれを総合調整する場合に、こちらの省に貸してあつたのを、こちらの省に持つて行くといふことが自由自在にできれば理想的であります。これは実際問題としては早急にはできません、新しく宿舎を作つて割当てる場合に、成るべく不足のところに持つて行く、それでそちらのやつと権衡をとるといふ方法が一番円滑に行くわけでありま

す。そのためにはやはり多少時日を要すると思ひます。ちよつと六カ月などではむづかしい、多少時間が必要と思ひます。

○九鬼紋十郎君 そうするとこの規定を、ずつとさういふ調整をするということになると、長く結局時間がかかつて、こういう規定を残して置いた方が便利だといふことではないですか。いつまでも、こういう規定にしておいて、相当自由に調整ができるようにして置いた方が……当分といふのを削つちやつた方が……

○政府委員(吉田晴二君) 国有財産法の本来の規定は、第十五條できまつておるわけでありまして、この十五條に對する一つの例外で、又長くやるということも理想とするところではございません。やはり何といひますか、経過的な規定でございますので、そこにあるのが当然だと思ひます。

○委員長(小串清一君) 大体御質疑は盡きたものと認めますから、これより討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないよう

うでございますから、討論は終局したものと認めまして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶものあり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。よつて本法案は本院の先議案であります。これより賛否を決定したいと思ひます。本議案に御賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第四條によりあらかじめ多数意見者の御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

森 八三	小宮山常吉
小林 政夫	大矢半次郎
油井賢太郎	愛知 揆一
黒田 英雄	九鬼紋十郎
岡崎 眞一	佐多 忠隆

○委員長(小串清一君) それから御署名中でありまして、次に開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律の、これは政府委員が今日担当の人が見えておりませんが、各位において御質問はありますか。

○油井賢太郎君 まだ間があるのですか、やはり見えないかたもあるのですか、この關係の政府委員が来たときですね、質疑を……お諮りになつて質疑

を打切るなり、何なりの方法をとつて頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) それでは只今の通り取り計ひます。

○委員長(小串清一君) それでは戻りまして旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例に關する法律の一部を改正する法律案について、只今關係当局がおりますから質疑を開始しようと思ひます。

○油井賢太郎君 もう少し詳しく政府委員から説明をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 只今の油井君の要求もありませんから、国有財産の貸付及び譲渡の特例に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、管財局長から一応御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田晴二君) それでは旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例に關する法律案の一部を改正する法律案につきまして簡単に御説明申し上げます。

この法律は御承知の通り、大田陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に屬していた普通財産といふものを処分いたしましたのに、非常に龐大な財産でありまして、成るべくこれを早く処分して行く。而もそれを非常に緊急なことに、或いは医療施設であるとか、或いは学校施設であるとか、さういふようなものに特に転用を有利にするといふような目的を以て昭和二十三年に作られた法律でございますが、そのうち特に譲渡に對する減額の規定が三年の有効期間になつております。そこでこれが今年の七月にはその減額の規定が失効になるという問題がございます。特にこれは本国会でその点を先ずもう三年間

延期する必要がある。それが第一点の改正の理由でございます。

それから、その減額の規定は第二條にございまして、その減額の場合に時価の二割以内で減額ができるということになっておるのであります。これを時価の四割以内で減額することができると申しますのは、これは従来学校であるとか、医療施設の用に供するため公共団体に譲渡する場合、二割以内で減額することができるといふ規定があつたのであります。現在の状況から見ますと、なおこの二割の減額ではなかつた不十分な点もございまして、更にこれを、特にこういうものについては早く処分したい、或いは又適用をその当事者のほうに有利にしたいという関係から、二割以内というのを、四割以内ということに直したわけでありまして、更にこれは只今までの規定は、これは譲渡の場合の減額の規定、つまり割引して売る規定であつたのであります。そのほかに実際にこれを貸付けております場合に、最近の状況といたしましては、土地、建物等の不動産に対する経理統制令の規定が緩和されて、こういうような施設に対する統制の除外がされて、そういういたしますと国有財産法上は当然これを時価で徴収しなければならぬという問題になるわけでありまして、ところがこの学校とか、或いは公共団体の医療設備というようなものについては、これを時価で徴収するということは、最近の時価と比べてみますと、非常に多額の経費を負担させることになりまして、そうなりますと、無理な場合も起つて参りますので、これは五割以内の減額をすることができ、つまり貸付

料について五割以内の減額をすることができるといふことに新たにこれは規定を置いたわけにございまして、ただこの減額のできる場合は、昭和二十六年三月三十一日現在貸付けておる従前の借受人に対してだけである。只今のような処置でございまして、従前から貸付けているものだけに、この貸付料の減額をすることができ、譲渡のほうは勿論そういうわけではありませんが、只今の場合は貸付の場合においてはそのうに制限されておるといふ規定であります。

なお、これに附加しまして、只今までは公共団体の医療施設、或いは学校教育法の用に供する学校の設置者というものに限つておつたのであります。が、これは社会事業施設の公共団体である場合、この場合においても同じような趣旨で以て減額してもよろう、減額、或いは譲渡の減、或いは貸付の減額をしてもよろう。こういうふう

に思ひまして、特に社会事業施設というものを、社会事業施設を公共団体に置く場合においても、この減額をすることができるといふに規定を直しました。その社会事業施設というものは、これはただ社会事業施設と申しましたのでは余り足りません。その中で、一項を追加いたしまして、「社会事業施設とは、社会事業法第一條に規定する事業の用に供する施設、児童福祉法第七條に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設、生活保護法第三十八條第一項に規定する保護施設及び保護を要する引揚者又は被災者の寮をいう。」というふうにはつきりと規定したわけでありまして、ただこれは、

つまり社会事業法が只今改正の法律案が出ていますのでございまして、若しそれが通りますればこの規定は当然その法律のほうで改正するということになつております。

それからなお第三條に、これは延納の規定がございまして、この旧軍財産、只今申しました旧陸軍省、海軍省、軍需省に属しておりました普通財産及び財産税法、戦時補償特別措置法により物納されました財産につきましては、これが従前からの使用者に譲渡した場合に、未拂代金の三年以内の延納の特約ができるといふ特別の規定があるわけでありまして、現在その物納の関係は、この財産税法、戦時補償特別措置法以外に、所得税法或いは相続税法においても同じような物納の規定がございまして、これらの場合にも延納ができる。同時に延納の期間は従前三年でありましたのを五年に改めるといふことにいたしましたわけでありまして、

次に第五條は、これは従来地方公共団体が無償で国が学校の用に供するといふ意味で寄附したものがあつたのであります。その場合は、後になつて国がその用に供しなくなつた、学校の用に供しなくなつたという場合には、これを無償で返還しなければならぬという規定がございまして、ところがこの学校というものが、中には例えば戦時中に設けられました海員の養成所であるとかというふうな、一種の学校ではあります。が、厳密な意味において、学校といふことはできないといふものがあるものであります。そういうものについてもやはり第五條を適用するが当然であるといふ要望もございまして、単に学校というのを、学校その他の教育施設

設といふことで、その他の教育施設もこれの中に含めるといふような改正を考へております。以上簡単にございまして御説明申し上げました。

○油井賢太郎君 今の御説明のうちで二、三点伺いたのですが、時価といふのは、一体どういうふうな物価の変動が激しくなつた場合は何を基準としてされるか、或いはその時価が変つた場合には、国家において順次変えて行くのは、どういう規定によつて変えられるか。それをちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉田晴二君) この時価をきめる基は何かといふこととございまして、これは結局国有財産と申します。が、国の処分の場合には適正な対価をとらなければならぬといふ財政法の規定があるわけでありまして、これが基になりまして、当然適正な対価といふものは、即ち時価であります。そのときどきのいわゆる市場に行かれておる価格といふものを、国が対価として受取る。それが適正な対価であるといふことから来ておるのであります。その時価といふものをもう少し碎いて考へて見ますと、土地の一般の売買価格といふものと、土地の一般の売買価格といふものはその時価になつております。それはその売買価格が、現実の問題としてどこから具体的に算出されるかといふことになりまして、これはなかなか具体的にいふことができません。が、やはりその土地の類似の土地の売買実例、これが非常に先ず第一に参考になるわけでありまして、更にその土地の賃貸賃金等を基礎として、相続税の課税標準価格とか、或いは財産税の実施の場合の価格に一定の指数をかけ

たもの、或いは勸業銀行その他の民間の精通者の評価、そういうようなものをいふ、総合いたしましてその土地の価格となる、こういうような見方をいたしております。

○油井賢太郎君 そこでさつきの御説明の中に、時価に比較して多額の経費を負担させることは気の毒だといふような御意味のことを言われておるのであります。が、物価が世間一般騰貴するとか、或いは下つた場合には余り関係はないでしょうが、上つたような場合、やはり時価に比較して順次変つて行く賃貸賃金なり、或いは譲渡価格といふのは、これは当り前だと思ひます。それに今の御説明だと、時価は上つてもやはり安く処分したほうがいいのではないかと、いふふうにも聞えるのですが、そうすればもうこの旧軍用財産といふようなものの評価といふものはつきりさせてしまつて、時価に關係なくどん／＼入札とか何かで以て処分するといふような方法も出て来ると思ひますが、それはどういふふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(吉田晴二君) 一般の場合には我々はそれで結構で、当然そうしておるわけでありまして、併しここに規定しておりますように、この公共団体、先ず大体これは県であるとか市町村であります。が、こういうものが医療施設の用に供してあるとか、或いは社会事業に供してあるといふような財産につきまして、又或いは学校、これはまあ大体公共団体の学校であるとか、或いは私立学校も入るのであります。が、こういうようなものについては、特別にこういう措置をしてもいいのではないか。まあ何といひますか、用途

税の課税標準価格とか、或いは財産税の実施の場合の価格に一定の指数をかけ

減額をすることができ、つまり貸付

料について五割以内の減額をすることができるといふことに新たにこれは規定を置いたわけにございまして、ただこの減額のできる場合は、昭和二十六年三月三十一日現在貸付けておる従前の借受人に対してだけである。只今のよう

に思ひまして、特に社会事業施設というものを、社会事業施設を公共団体に置く場合においても、この減額をすることができるといふに規定を直しました。その社会事業施設というものは、これはただ社会事業施設と申しましたのでは余り足りません。その中で、一項を追加いたしまして、「社会事業施設とは、社会事業法第一條に規定する事業の用に供する施設、児童福祉法第七條に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設、生活保護法第三十八條第一項に規定する保護施設及び保護を要する引揚者又は被災者の寮をいう。」というふうにはつきりと規定したわけでありまして、ただこれは、

設といふことで、その他の教育施設もこれの中に含めるといふような改正を考へております。以上簡単にございまして御説明申し上げました。

たもの、或いは勸業銀行その他の民間の精通者の評価、そういうようなものをいふ、総合いたしましてその土地の価格となる、こういうような見方をいたしております。

並びにその設置者について特に制限を
しておりますので、その意味において
特別な措置を図つて行こうと、こうい
う趣旨でございます。

○委員長(小串清一君) ちよつと如何
ですか。これはまだ相当続きますが、
佐藤政府委員にやつと都合して出て頂
きました。衆議院送付の開拓者資金
融通特別会計に対して一般会計からす
る繰入金の法律案、これは簡単のよう
ですが、このほうを御審議願うことに
して、ちよつと質疑を待つて頂いてそ
うしたいと思ひますが、よろしくござ
いますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それでは開拓
者資金融通特別会計において貸付金の
財源に充てるための一般会計からする
繰入金に関する法律案につきまして、
衆議院送付のこの案について御審議を
願ひます。

○油井賢太郎君 この特別会計が一般
会計から繰入金で賄つたほうがなぜ健
全財政の見地から妥当かという説明
を、もう少し詳しくやつて頂きた
いと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) これは私か
ら御説明するのでは不十分であろうと
思ひますが、まあ開拓者資金に限り
ませう。ほかの特別会計その他を通じ
まして、いわゆるドッジ・ラインとし
まして、インベントリー・ファイナン
スと申しますか、資産の見合いの資金
の融通というものにつきましては、従
来であります普通借入金で以て賄つて
行くという方法をとつておりまして、
このを、特にいわゆるドッジ方式とい
うことで、一般会計から繰入れてこ

れを賄う。但し将来余裕があれば又そ
れを返すと、こういうような方式を一
般的にとつておりました。それはこの開
拓者の特別会計だけに限つておる問題
ではないわけでありませう。従つてこれ
は全体としての金融の問題に關連いた
します。私からお答へするのには不
適當だと思ひますが、どうなるかはな
いかと思ひますが、どんなものでしよ
うか。これはまあ私の今度個人的な推
測になりますが、インフレの要因とい
うものを全般的にまだ一警戒する実
情にある。そういう状況の下におきま
しては、たとえ期間が非常に長期に亘
るものでないにせよ、できるだけ資
金の放出というものは抑えて行
くという見地からして、やはり一般
計から繰入れの方式をとつて参つてお
るもの、この考えをしております。短期
なものについては、これは運轉的な性質
のものであるから借入金で処理しても
よいのではないかという意見も十分成
り立つことと思ひますけれども、特に
インフレの懸念というものを重視いた
しまして、そうして少しでもインフレ
に發展する可能性のある問題をできる
だけ堰き止めて行きたいと、こういう
ふうな考え方に基いておるものと、か
ように私は了解いたしております。

○油井賢太郎君 これは政府委員にお
尋ねするのではなくて、むしろ大臣なり
或いは政務次官にお尋ねする点かも知
れませんが、こういう金融措置
を殊更国民の税金を以て賄つておる一
般会計から出すということについての
是非になりますけれども、これは初め
からこういうふうな計画が大蔵省内に
あつたのですか。それとも突如として

こういうふうになつたのですか。その
経過は、あなたがた事務当局でも或る
程度おわかりになつておると思ひま
すか……。

○政府委員(佐藤一郎君) これはまあ
予算の問題にも触れて参ります。です
が、一番最初、これは本年初めての問
題でございます。昭和二十四年度
の予算のときからすでに問題になつて
おりました点でありまして、そのとき
のいきさつをちよつとつまびらかにい
たしませんが、たしか内部的には公債
によつてやる、即ちこの特別会計法の
趣旨に基きまして従来のやり方である
という意見も政府の内部にはあつたわ
けであります。いわゆるドッジ・ラ
インとして、全体の国の財政方針とい
うものがはつきりとドッジ方式に副
うという方針が確立いたしまして、その
結果として、その一環として、公債で
やるという考え方は改められて、そう
して二十四年度以来現在のような方法
をとるようになって来ておるわけであ
ります。

○小林政夫君 今油井さんの言われた
問題を検討する上にも参考になると思
ひますが、この営農資金貸付事業の計
画、この実態がわかるような資料をお
願ひいたします。次の共同施設資金貸
付事業計画、又第三番目の営農促進対
策資金貸付事業計画、これはまあ金の
面ではわかつておりますが、仕事の突
進がどうか。説明できれば説明して下
さい。

○説明員(野田哲五郎君) この営農資
金と申しますのは、開拓者が入植いた
しまして、種子、肥料、農具、家畜等
を購入する経費でございます。開拓者
が土地をもらひ、土地を買受けまし

て、家を建てて、営農の段階に入りま
す。それらの資金が極めて多額に要
するのであります。それに対して
政府は三年間に分けて、総額一戸
当り十三万程度の金を貸付けようとい
ふのでございます。

次の共同施設資金と申しますのは、
前の営農資金が主として個々の開拓農
民に貸付けけることを目的としておるの
に對しまして、共同施設資金というの
は、この開拓者が協同組合を組織いた
しまして、共同の加工事業を經營する
という場合の施設に金を貸すものでご
ざいます。最後に営農促進対策資金と
申しますのは、昭和二十一年、二十二
年の二年度に入りまして入植者につき
まして、この資金融通の關係が極めて
不円滑でありまして、入植者の一部分
についての貸出されたわけでありま
す。と申しますか、一部分についての
み予算が積算されたのであります。と
ころが實際貸付をやります場合には、
全体を見て貸付をしなければならん
というふうなことで、極めて水増しをさ
れて薄く行つたというふうな事情があ
りまして、そのために経営上若干の支
障を来しておる。これをカバーいたし
ますために、その古い入植者に對しま
して、営農促進のために、主として家
畜を入れるということから組まれた予
算でございます。

○小林政夫君 今のは大体の趣旨はわ
かりますが、その具体的なさういつた
趣旨によつてやられる、一々、例えば
第一期の営農資金というのは個人が対
象となつておるようですが、その個人
名までは要りませんが、府県別くらい
までは、資金の使用をされる用途別、
それから地区別ですね。そういう計画

の明細がありませんか。あとでもいい
のですか……。

○説明員(野田哲五郎君) あとで差上
げます。

○委員長(小串清一君) それでは、今御
要求の資料がなければ、この問題につ
いての御討議はお差支えになります
か。

○油井賢太郎君 まだこの問題はもう
少し質疑を続行して頂きたいと思ひ
ます。都合で今日でなくてもいいので
すが……。

○委員長(小串清一君) それでは午前
中の会議はこれを以て休憩いたしま
す。午後一時より再開をいたします。
午前十一時五十二分休憩

午後一時四十四分開会
○委員長(小串清一君) 午前中に引續き
まして会議を続行いたします。

所得税法の一部を改正する法律案は
か七件の税制改正案につきまして質疑
を開始いたします。

○油井賢太郎君 この際平田局長にお
伺ひして置きたいのですが、最近物価
の趨勢が非常に高騰の傾向があるの
ですね。御承知のように動乱以来、年末
までは大して消費者価格というものは
上つてないのに、一月二月になつてか
らの急騰振りは、まあ平均五〇%ぐら
い上つたのじやないかとされてお
ります。そういう際にあつて、この税制
改正というものは十月或いは十一月を
基準にされてお立てになつた改正案な
んですが、物価の高騰がこんなに著し
くなつて参りました以上は、やはり基
礎控除であるとか、扶養控除というよ
うなものをもう一応検討して、もつと
控除率を余計にするというふうなこと

上っております。これに対して小売物
価指数は僅か三%しか上っております。
い。イギリスの場合におきましてもほ

は同様である。尤もイギリスの場合は補給金で安定政策をやっておりますから、一層顯著だと思ひます。アメリカの場合はそれほどそういう政策はとつておられないのでございますが、そういうようなことであります。この卸売物価の上り方と消費者物価の上り方、そのギャップは今後どういふふうになるか、これは恐らくいろいろ問題があるだらうと思ひますが、最近までのところ私も消費者物価指数が卸売物価に比べて、上り方が少いという点につきましては、相当のやほり理由があるように考へるのでございます。それは先般も申し上げましたように、何と申ししましてもやはり家計費のうちの五、六割を占めるところの食糧の上り方が割合に少い、これが一番消費者物価指数が比較的安定を保つておるゆゑにやないか。衣料品その他は相當確かに上つておると思ひますが、それの影響が全体としましては、比較的少いというところ、これらの原因があるんじゃないかと思ひます。併しこれはどういふふうになつて行くか、これは確かにいろいろ問題だらうと思ひますが、どうも断定的な予測を今下すことは私どもなかに／＼むずかしいと思ひます。

○木村義八郎君 どうも政府側ではいつも大蔵省側の人ばかりでなく、物価の問題を質問しますと非常に率直におる、樂觀というよりも卸売物価は上つたけれども、生産財は上つたけれども消費財のほうは上らない、そう言つておりますが、併し卸売物価が最近のうちに非常に顯著に上り出しておるといふことは、やがて小売物価が上る前兆だと思ひます。その先鞭をつけてお

るわけです。ですから卸売物価が上らない、小売物価も大して上らないからそれで大したことはない。勿論小売物価の上り方の少いことについては今主税局長が言われたように、ウェイトの大きい主食の値上りがそう大したことではないということも大きな要素だとは思ひますが、併し我々ばかりでなく、むしろ外国のほうの人、フライン博士とかシカゴ大学のアツカマンというやうな人は非常に前途を警戒しております。卸売物価が上つたということはやがて消費者物価が上る前兆である、そういうふうに見ておるのですが、それは当然のことです。ですから何か消費者物価についてそれを陳弁し、努めるように聞えるわけでありますが、やはり實際問題として物価が上るなら上るという考へ方で対処しなければいかんと思ひますが、その点どうも政府側の答弁は如何にも言訳的なふうに見えるのですが、これはやはりそういう意味で卸売物価が上つたということは、やがて小売物価が上るという前提で税の問題を考へなければいかんではないですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは私の若干個人的な考へ方でございますが、具体的に木村さんのお話のように卸売物価が先ず上つて、あとで小売物価が上つて行くという傾向は、確かに理論としては考へられる傾向じやないかと考へるのでございますが、ただ一旦財政計画その他の計画を立てる場合におきまして、まだ上つていないものを予測しまして、それに対して事前に上つた対策を講じて行くというの、これはどうも少し計画としてはシュアーな計画じやないのです。やはり極

力日本政府といたしましては、物価の安定につきましてはやはり危険の要素は極力危険として感じまして、対策を立てるべきところは立てるというこゝで、物価についてはできる限り安定の方向に持つて行くというの、これが政府の当然行くべき途じやないかと思ひますが、それにもかかわらずどうしても万一できなかつた場合においてどうなるかということになつて来ます。これは恐らく私はやはり相當のアジャストをやらざるを得ないということが或いは出て来るのではないかと、うに考へられるのでございしますが、それを事前に非常に心配して、そういう計画等でも、上るものとして予算の歳出を組んだり、或いは歳入を組んでしまふというやうなことが、これは少し計画としまして私はシュアーじやないんじやないか。これは私の個人的見解でございますが、むしろ物価の安定につきましてはすでに木村さんのお話のように、私は危険信号は危険信号としまして十分考へつつ、打つべき手は打つという方向に行くべきじやないかと思ひます。従つて物価政策を安定せしめるためのやり方が不十分じやないか。まだいろいろ方法はあつたじやないかというところにつきましては、これはおのずからいろいろ議論の余地があるうと思ひますけれども、上ることを当然の前提にいたしまして今から計画を立てて置くというこゝは、これは個人的意見でございますが、私は安当であらうかどうかと、かように考へるのでございます。

○油井賢太郎君 只今のに関連しまして、これは安本の調査として発表になつてゐるのですが、消費財が十二月で

は一〇二に安本ではなつてゐるのですね。それは動乱直前を一〇〇として、ところが二月に入つてから一二四まで安本でも認めてゐる。これは生産資材のほうは一七二になつてゐますから、その感覚から行くと大分消費財というものは上つてゐないように見えますけれども、一般市場に出ております物価の高騰振りというものは、これは局長も十分おわかりだと思ひます。そこで只今木村委員からの質問と関連するのですが、大体どの程度くらいまで物価が高騰したときには基礎控除なり扶養控除をもつと額を殖やして、国民の生活安定に寄與したいというやうな考へになつて来るかということ、これが問題なんです。それは一体どの程度くらいになつたらば主税局あたりではお考へになるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今のお話の問題は、お話の見地からだけでは私のはこの判断はむずかしいじやないかと思ひます。やはりそのときの情勢に基づきましていろいろなファクターを再検討しまして、その上で結論を下さざるを得ない。物価が仮りに二割上れば当然二割が然るべきだ、或いは一割までなら目をつぶつて置いてもいい、そういう筋合ひだけでも話はいけないうじやないか。勿論そういう事情もよく再検討いたしまして、歳入歳出はどう動かすか、それによりまして税法を変えた場合にはどういふふうになつて来るか。その結果が更に物価安定にどういふ影響を及ぼすかといったやうな点を考へまして、慎重な判断の下に結論を下さざるを得ないのじやないかと考へますので、今ちよつとどうも仮定的にどのくらい上りましたらばどうか、

何割くらいまでは辛抱できるかといったやうなことはちよつと一概に言ひにくいのじやないかと考へる次第であります。

○油井賢太郎君 そこで物価はどんどん上つてしまつて国民が塗炭の苦しみの中に陥つてから、そういうことを研究したのでは手遅れになる。これは賢明な主税局長は常にその部下を奮勵して経済情勢の変動に伴つて対応する税制というものを検討されてゐると思ひます。そうすれば大体のところその検討によつてどのくらい上つたときはどういふふうにしなくちやならんというこゝとはもうその答へは出てゐると思ひます。例えばそこで消費財は只今は二割四分しか上つてないというやうな形にしても、これが更に五割なり六割なり生産資材が上るにつれて上つて来た場合、税制を改正しなくてはならないと思ひます。それを今からやほり検討されてゐると思ひます。それは十分おやりになつてゐるでしようか。

○政府委員(平田敬一郎君) そういう問題はすでに過去においてはたくさん経験を持つておりますので、今更別に考へなくてもファクターはおのずからわかつておりますが、例えば昭和二十四年度におきましては実は二十三年に比へまして物価の水準もたしか三割乃至四割近く高くなつてゐたかと思ひます。それにもかかわらず物価安定の超均衡予算を編成するために税法を変えなかつたといったやうな事情は、このことは油井さんの御存じの通りであると思ひますが、その結果相當な自然増収を図りまして、それで相當猛烈な物価安定を図つたということも、現実においては行われたのは、まさにドツ

政策だつたと思いますが、そういうような事情もあつたのでございます。併しそれにもかからず物価が急激に上りましたので、控除等を引上げまして、それによつてできる限り負担の合理化を図つた例もございします。これはやはりそのときの情勢をかみ分けましていろいろなファクターを考へて決定すべき問題であつて、簡単に一定の方式でやるべきだとか、或いはやるべきでないかというふうな、そういう簡単なことではなかつた結論が出るのでございします。従ひまして今として私は私もそういうことにつきまして、輕しい結論を下すことはできないし、又差控へるべきじやないかと、私はかように考へておるのでございます。

○油井賢太郎君　そこで去年の十月あたりを基準とされた今度の税制そのものと、当然物価も上つて、來たるべき四月からの新年度における国民生活の様相というものはまるで變つて來る。そういう際において今回出された改正法で以て政府は非常にもうこれは最もいい改正案だということは言い切れないと思ひます。その点は当局としてどう考へておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君)　今のお話、四月頃になるで變つて來るといふ前提になつておるようでございますが、私はそうなりませうかどうかわからんと思ひます。最近までの事態から申上げますと、さつき申上げましたように消費者物価指数等の動きからいへば、まだ根本的にやり替へるといふ必要は私どもとしてはないのじやないか。ただ併しこれは相當動いております。殊に物価は国内の経済政策

よりもむしろ海外との關係において動いておりますので、これはお話のようないことが問題にならんといふことは、これは私はそれまでは言ひかねると思ひますが、併し今のところといたしましては今度の改正で相當な改正になる、かように私も考へるのでございします。

○木村義八郎君　事務局としては良心的に考へて見て、これまで減税といつたのは名目的な減税で、最近の物価騰貴から考へればもう大体ベース・アップとか減税は物価騰貴によつて相殺されてトントンぐらになつておる。こういうふうにお考へしやないですか。これは計數で弾むことは困難ですが、大体の感じとしてどうなんですか。

○政府委員(平田敬一郎君)　これは精密なデーターが出て來ないと、なかなか輕々しく言へんと思ひますが、併し私は消費者物価指数というものはさつき木村さんのお話のように主食の価格は比較的實際にその価格が安定しておりますので、ほかの物資の価格につきましては相當問題でございしますが、必ずしも私は木村さんのお話のようない考へは持つておりません。

○木村義八郎君　前に平田さんがお書きになつたものを拜見しまして、それでやはり税法上の減税はやはり實質上の減税になるんだ、こういう御議論のようでしたか。やがてそういうお考へでございしますか。

○政府委員(平田敬一郎君)　私書いたものにもよく断つて置いたはずでございますが、大体において物価が足踏み、最近までのような傾向にとどまるというところでありますれば、これは確かに

お話の通りだと思ひます。それから實質上の減税か、税法上の減税か、これはいろいろ議論があります。先般も森下さんにお答へいたしましたのでありますが、これは單に物価だけではなくて、あらゆる面において判断しつつ、やはり考慮せらるべき問題じやないかといふことは、私も曾つて議論したところでもあります。とにかくそうしまして税法を変へまして、ここに變へない場合に比へまして相當な減税になるわけでありませう。最近までの経済事情を基にする限りにおきましては、これはやはり相當の減税になるといふことは今でも確信いたしております。

○木村義八郎君　只今のお話ですと、物価事情にして變らなければということなんです。いつでもそこは議論になるのですが、政府のほうではそういうことを前提にしてないのです。税法上の減税はやはり實質上の減税だ、こういうふうに言い切つて來ておりますので、その点は明らかにして頂きたい。物価が變化すれば税法上の減税も實質上の減税にならない、こういうふうにお考へるべきじやないですか。

○政府委員(平田敬一郎君)　又税法上とか實質上とかいふ言葉がついておりました。問題になつておりますが、要するに常識的に行きまして減税か、減税でないかという観点から行きましたならば、これは勿論私も減税になることは間違いない。ただ一方税法を改正しまして税の負担を軽くしましても、物価が上つて來ましてその關係から生計費が苦しくなるとか、或いは所得税の負担が總体的に重くなる虞れがあるとか、こういう問題につきましては又それとしてそれ／＼検討し

て、そして全体で負担がどうなるかといふことを判断すべき問題じやないか。減税としましてはこれは私も勿論税法を改正することによりましていわゆる減税といふことは完全に實現できるものと考へておるのでございします。

○木村義八郎君　そこがいつも非常に問題になるところで、政府の公約と反するか反しないかの境目になつて來るのですが、どうも主税局長のお話を聞いていますと、陳弁しているに過ぎないやうに思ふのですが、これはもうインフレ期においては常識だと思ふのです。例えば生計費が一千円上つた場合、それで今度は千円ベース・アップしたとします。そうしますと千円を年に換算しますと一万二千円です。ところが今度基礎控除は五千円上つただけです。仮に生計費が千円上つたからベース・アップ千円したとすれば、その場合基礎控除は一万二千円上げるべきです。にもかからず五千円しかしない。従ひまして今まで六千円の人が今度千円ベース・アップしたとき七千円を税を勘定して見ると税負担率は重くなつて來る。これは常識だと思ふのです。税負担が重くなつたか輕くなつたか、物価騰貴すれば生計費に喰ひ込んで來るのですから、結局税金を食ひ込ればそれだけ生計内容に税金が食ひ込んで來る。それは決して減税とは言えないと思ふのです。ですからそういう減税か減税でないかの考へ方、事務当局の考へ方がそういう形式的な考へであつてはこれは意味をなさないじやないかと思ひますし、政策としても非常に國民を何か騙ますやうな、欺瞞するやうな、知識程度の低い人を欺瞞する

やうなことになる。ですから我々としては飽くまでもそれは明らかにしなければいけないと思ふ。實際は減税でないのだ、減税とはこういうものであるといふことを明らかにしなければならぬと思ひますが、どうも事務局は幾らそれを言つても、前の行きがかりがあるのかも知れませんが、余りにそれに固執し過ぎると思ひますが、この辺で税負担の考へ方、減税かそうじやないかといふことは早急にお考へになる必要があるんじやないですか。

○政府委員(平田敬一郎君)　政治的にどういふふうには話しか、これは別に又けれども、税法を變へることによりまして、變へない場合に比較しまして税の收入が減る、減收を圖るためには第一義的にそれが減税になるといふことはこれは何人といへども否認することはできません。私は思ひます。その反面物価が上つて來た、それで實際におきまして減税をやつたが、他方におきまして物価が上る、それによつて實際の國民の生活がどうなつて來るか。そういう問題になつて來ますと、これは又先ほど木村さんから資料の御要求がございましたが、なか／＼むずかしい問題がございました。そういう問題も併せて判断しないとなか／＼むずかしいだらう。これは確かであると思つております。併しその際におきまして、財政政策以外の場合、例えば賃金かどういふやうな状況になつて來るか、そういういろいろ／＼なファクターを併せて考へまして結論をつけたいと、一概にはなか／＼言ひにくいものじやないか。それと物価につきましては先ほどから議論してござい

すように、仮定で話をするか、或いは現実がどうか、現実の消費者物価指数がどうなつておるか、その辺をよく分析して結論を下すべきものではないかと、私はかように考えるのであります。そういったしまして先ほどから申し上げましたように、大体昨年の十二月が昭和二十四年度の平均と比べまして九七でございいます。その後若干恐らく騰貴しておるだろう、騰貴の傾向にあるというところはこれは私も否認するものではないのでございいます、それが御指摘のような、或いは先ほど油井さんからお話になりましたように、四月には当然相当猛烈に上りまして、非常に重要なことなるかどうか、その辺のところは今のところどうも言いがたい。むしろできる限りそういうことにならないようにいろいろな施策を講じて行くところ、目下努力をすべきでありますし、又努力されつつある、私はかように考えます。減税の問題はそう簡単に、何か一つの点だけをとりえましてそれで全部を解決しようというところはこれはなか／＼私どもむずかしいのじやないか。そのような意味におきましてお話の通りいろいろなことを考えまして減税の問題について判断をすべきだという点は、確かに御尤もだと思ひます。

○木村義八郎君 税法上の減税も一種の減税である、これはわかり切つておるのですが、考え方の違いです。本場に減税というものは国民生活を安定させるという意味の減税でなければ意味がないので、そういう形式的な考えであれば仕方がありません。併しきつき油井氏の質問も仮定々々と言つておりますけれども、主税局長は先ほどからCPI

Iが九七になつておるといふうに言つておりますけれども、その仮定自体が間違つておるといふことはあなたも認めておるのじやないですか。九月と十月においては緊縮ない指数を続けておるのです。これも緊縮にいえば一つの仮定なんです。ですからそういう間違つた指数に上つておるといふことを証明することは間違ひで、若しそういうことをおつしやるようならば、もつと緊密に総理府の統計をお調べになつて頂きたいと思ひます。本場に緊縮のか繁らないのか、我々が調べたところでは繁けるのは無理なんです。明らかに無理です。それは生計内容の低いところを調査対象にしておるのであります。これは具体的にいつきりわかつておるのですから、ですからそういう数字でお答えにならないで、やはり仮定がいけないというなら、緊密な意味において科学的にお考えになるなら、そういうCPIのあれについて、これから再検討されてから私は言つて頂きたいと思ひます。確かに上つておるわけなんです。CPIはそんなに下つておるはずはないと思ひます。ですからそこは議論になるといけませんから現実にあれを調査して見て頂いて、そうしてお答えになつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の繁りにつきましては、先ほどお答えいたしました通り、私も実は統計局の調査に或る程度信頼しておると申します。統計技術としてはベストを盡しておるという意味におきまして信頼いたしておるわけでありまして、その点御疑問の点は又一つ更にはつきりさせることにいたしますが、必要でございま

すれば、物価庁について御承知を願つたらいと思ひます。それと私が言ひましたのは、二十四年の平均に對しまして、九七と申上げたのでありまして、昭和二十五年の六月で、もうこれは実は低い。六月から比べますと、十二月は七、八%の騰貴になつておるといふこととございいます。そういう点から行きまして、私はCPIの昨年の実績の数字に、それは大きな誤差があるうとは実は思つておらないのでございいます、まあその辺のところにつきましては、検討してみたいと思ひます。

○油井賢太郎君 局長に更に一点伺いたのですが、経済安定本部の統計を見ますという、個人の賃金所得というのは相当多いのです。これは私ども実は意外とするくらい多いのですが、これについては七百九十億圓というものを二十六年度に見込んでおります。これは相當の金額になつてゐるのです。が、税制を施行されるに當つて、こういうものはどんな工合に見込んでおられるか一つ……。

○政府委員(平田敬一郎君) これはお話の通り、この辺の数字は最近非常に變つております注目すべきフアクターでありまして、この値上りは主として固定資産税の増徴に伴ひまして、地代、家賃の統制額を引上げたというところが一つの大きな理由でございいます。それから小作料も昨年改訂いたしましたので、大体七倍程度にこれも固定資産税の引上げで、まあ若干の貨幣価値の修正という意味におきまして、小作料などの騰貴となつております。これが主たる原因だと思ひます。まあ、そのほかに個人の預金の利子の増加等も見て

おりますが、預金の利子の率も若干含めておりますが、大巾に上つておりますのは、やはり地代、家賃、小作料の統制額の変更でございいます。而もこれも上つておりますが、併し絶対額といひますと、非常に少い。と申しますのは地代、家賃等につきましては、修繕費、公課の増加はコストに計算をいたしまして認めて来ております。ところが、最初の純粹の貨幣投資額につきましては、今までははいわゆる再評価を認めていない。非常に実は無理な統制家賃地代になつておるのでございいます。それをまあ徐々に私どもは再評価を完全にいたしまして、修正すべきものだと思ひますが、なか／＼完全にはできておりません。併し二十五年度におきまして、そのような修正が税制の改革に伴ひまして行われまして、その結果相當大きな増額になるであろう。併し戦前の地代、家賃の国民所得に対する比率と、この二十六年度の予想された比率とは雲泥の差がございまして、私の勘でございいますが、總体的には十分の一ぐらいの差があつたろうと思ひます。併しお話の点なんか、国民所得の構成上これは二、三年で私、よほど平常化して行く、法人なんかでも昭和二十二、三年ぐらゐまでは特許会社法が布かれた關係上、非常に過小であつたのでございいますが、配当もそうでございいます、調べますと、昭和二十四年度で僅かに全体で五十億圓、それが二十五年は恐らく二百五十億圓になつておるとみております。二百五十億圓になりまして、戦前の配当に比べますと、まだ非常に実は低い。これは私は徐々になお修正されて行くことと思ひます。課税におきまして

も、その辺が、だん／＼平常化しますれば、所得税の構成もおのずから變つて来る。現在の所得税は大部分が実は勤勞所得税、中小商工業者の所得税、農民の所得税が一緒になつておる。農民の所得税が非常に少い、配当が少い、地代、家賃が少い、利子所得が少い、そういう点が大きくなつておると思ひます。急速ではないと思ひますけれども私は徐々に或る程度修正されまして、所得税の總額をいたしまして、比較的だん／＼いい姿になるのじやないかと、まあ、かように考えております。そのような意味におきまして少し余談になりましたが、非常に注目すべき点でございいますので、御参考までに申上げたのであります。

○委員長(小串清一君) 只今大蔵大臣が出席されましたから、油井君の質問を続行して頂きます。

○油井賢太郎君 大蔵大臣に大体私の質問する趣旨は、先ほど簡條書きで申上げて置いたのですが、国民が知らんとする点であると思ひますから、一つこの際明確に御答弁を願ひたいと思ひます。先ほど来実は平田局長を中心として、物価の変動に伴う予算の補正というやうなことで、国民所得の増大によつて、税制の変更をする必要があるかないかというやうなことを、今まで質疑応答をやつておつたのです。併しこの際大臣に對しても、この点について明確な一つの御判断を願ひたいと思ひますが、この予算を作られた當時と比べて、最近の物価の騰勢は非常に著しいものがあつて、十二月と比べてもう二割以上も消費資材においても変動来たしておるのです。そういう際に於いてはやはり税の負担というこ

とに對しても、國民は非常な重圧を感じる。こういう点から申しますと、今回の税制改正というのが最初政府が企図された大幅の減税ということと大分方向が變つて来たのではないかとと思われる。又確かにそうなるわけでは有りません。それに對して四月からこの税制改正をするのであります。若しこういう状態が続くならば、更に税の改正を施すというようなことを、今から御検討になつておられるのが至当ではないかと思ひます。この点について大臣としてのお考えを、この際お聞かせ置きを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) お答え申上げますが、御承知の通り昨年の六月の末の朝鮮の動亂勃発以來、物価が漸騰して参りました。十一月頃から消費者物価指数も上りつゝあるであります。六月の一二六、一二五ですか、それが十一月が一二八となり十二月は多分一三四・三くらいだつたと思ひます。一月はまだわかりませんが、生産資材自体が相当上つて参りましたが、消費者物価指数のほうには、まだ大した今のところ影響はないと思ひます。昭和二十四年中の平均が一三〇何ぼということになりますと、まだそこまでは行つていないのではないかと、かういふに考へておるし、併し何分にも物価が非常に上つておることは、我々として捨てておけませんので、最近の消費者物価指数の上昇の原因を見ますと、綿製品が衣料品で一番多いようでありますが、これにつきましても、できるだけ抑えるような方途を考へておるわけですが、而して見通しとしましては、私は或る程度物価が上つて来ることは、これは止むを得ないと思ひます。

而して今のところは物価が或る程度上という前提の下に、今度の税制改正におつかけて又税法改正をして行く。そうして國民の生活を今以上苦しくないようにする考へがないかという御質問であります。これに對しましては、まだ私は最近の数字までも見ておられませんし、今直ちに追つて減税するという考へは持つておりません。できるだけ物価が上るのを抑へて行くように方策を講じて行くのが、必要であると思ひます。

○油井賢太郎君 そこで折角大臣が企図された減税というものは、かういふ思ひもよらない動亂というやうな形で、大分当初の御方針と變つて来たというところは、これは否まれぬ事実であると思ひますが、その点は大蔵も肯定されるのですか、その点一つはつきりして置きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) これは案をこしらへました頃は、消費者物価指数が一二七、八のときであるのであります。従ひまして消費者物価指数が上つて来れば、それだけ減税の恩恵が少くなつたといふことは言ひ得ると思ひます。従ひましてできるだけ今の消費者物価指数が上らんように努めたい、こう思つております。

○油井賢太郎君 そこでそれに関連して昨年の輸出貿易の点について、特に大臣の御意見を承つておきたいのですが、昨年の六月、いわゆる上半期までは我が國の物価といふものは世界水準に比べて……昔大臣は……その当時どういふふうにお考へになつたか知らんが、大体輸出を増進させなくちやならんという御方針であつたと思ひます。併し私どもとしては、動亂が

起きて以來、これは今日本で以て輸出を考へるよりも輸入の増大ということに圖らなくちやならんのではないかと。却つて日本の物価といふものは、世界水準に比べて高いものでないのじやないかというやうなことも検討してみたい、そういう点について幸か不幸か輸出が非常に増大されて、ドルの蓄積が非常に豊富になつた。それはまあ現内閣においては我が國の貿易が非常に進展したといつて大變誇りとなさつていたわけですが、ところが動亂がだん／＼進むに従つて、これは輸入といふことを増大しなければ大變だといふやうに又考へが變つて来たのであります。それに關連して、その当時大臣としては輸出を進展させるべき方策が是とされたのであるか、或いは輸入といふことをやはり重大視されたのであるか。まあ過去を振り返つてその当時のお考へをお聞かせ願つて置きたい。

○國務大臣(池田勇人君) 私は日本の自立経済を早急に達成いたしますためには、輸入も輸出も同じように考へなければならんと思ひます。ただ昨年の上半期頃までは輸出があまり伸びなかつた。朝鮮動亂後輸出が伸びるのみならず、特需關係によりまして手持ドルが殖えて参りました。それで輸出は割に榮に行くのであります。輸入はなかなか外貨予算の使い方の他でうまく行つておりません。従ひまして昨年の四月頃からは輸入に力を入れなければならぬといふので、外貨予算の編成その他につきましても改善を加へまして、そして最近では相当輸入も伸びて来ておる状況であるのであります。ドルが溜つたからもう輸入第一主義だといふ考へ方も、これは一応背けるの

であります。やはり日本としましては、今援助を受けておる關係上、輸出よりも輸入だ、輸入第一主義だということに凝り固まることはどうか。やはり輸出も考へなければならぬ。そうして又輸入も早急に急がなければならぬ。両方とも私は同じやうに考へて行くべきものじやないかと思つております。

○油井賢太郎君 そこで去年の輸出入の実績ですが、輸入の面において一昨年二十四年度はたしか九億四百ドルだと思ひますが、昨年の大體の推定はこれを僅か超過した程度であるといふやうな政府の発表があつたのです。そうすると金額においては輸入は大體同じでも数量においてはこれは大變な相違を示しておつたものですが、その点は大蔵はどういふやうに御検討をされておるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) この輸入はガリオアのほうを加へてからの輸入の数字だと思ひます。従ひまして輸入は伸びて参りました。併し輸入のほうでは一般物資の輸入は、コンマーシャル・ベースによりまして輸入は大變減つた。併しガリオアの輸入が大變減つたために輸入全体としては伸びなかつたと、こういう結果に相成ると思ひます。

○油井賢太郎君 そこで一昨年あたり大臣は、為替レート三百六十円當時、輸出があまり不振であつて、もつとこれを増大するには、やはりレートを變更した方がよいのじやないか。円を下げたらどうだといふやうな議論が非常に強かつた。この国会においても大臣に對してそういうやうな質問があるかどうかといふことをかなり質問されたが、大臣はその當時は、もうレートを

變更することは必要ない。むしろ却つて引上げるのが日本の円の信用を高めるゆゑんであつて、そういう方針が好ましいのだといふ話をされたのです。ところが昨今やうになつて参りますと、大臣のお話が實現されて来ているのですから、今日輸入増進ということに相當力を入れなくてはならないといふ見当から見ても、大臣の方針から見ても、かういふ際には三百六十円のレートをこの際改めまして、円の信用をもつと高めるということによつてインフレを抑へる、或いは輸入の増進を図るという方向には持つて行けないものですか。

○國務大臣(池田勇人君) 當時為替相場一ドル三百六十円と決定いたしました頃は、何と申しますか、いわゆる複數制によりまして一ドル四百円とか五百円といふやうなものもあつたのであります。従ひまして三百六十円設定後におきまして、なお且つ少し円が高過ぎるのじやないかといふやうな議論を耳にいたしましたので、我々としては円を下げておつて輸出を榮にしようといふ考へ方じやなしに、円を上上げるくらい心がまえで行くべきだといふことを言つたのであります。円を上げなければならぬといふよりも心がまえを話したのであります。これは昨年の正月の朝日新聞に出ておつたと思ひますが、そういう考へ方でも参つてゐるのであります。従つてお話のように相当ドルが溜つて来た。そこで為替相場一ドル三百六十円を三百円とか三百三十円にしたかどうかといふやうなお話でございますが、この為替相場の決定といふものは、そんなに半年や或いは二、三カ月の状態によつて云々すべき

問題じゃない。いろ／＼なフアクターが含まれているのであります。私はそういうことは職業柄民間での議論はどうか言わないが、大蔵大臣としては軽々しく言えない問題だと思ひます。而して真意は私はこのままで續けて行くのが本当だと、こういうふうにかえておきます。

○油井賢太郎君 大臣の意向がそこで明確になつたのですが、次にもう一つ伺いたいのは、大臣は常に金利を世界水準に達するまで低くすべきであるといふことを言われているのです。更に又物価といふものもやはり国際水準に近くなるような我が国としては方向をもつて進まなければならぬといふことを言われているのです。そういう点について、最近金利が我が国の金利は高い／＼と言われるのが、大臣あたりから引下げでなしに今度は引上げといふような方針に急変されたのです。これは今までのとおりになつた方策とまるで違つて参るのであります。この点はどうしてそういうふうなお考えになつたかといふ点を先ず伺いたいので、それから更に物価の点も国際水準にまで近づけなくてはならないといふ点でありますが、日本の物価といふものが、一体国際水準とどういふふうな現在立場にあるかといふことを大臣はどうお考えになつておられるか、これを取りあえずお尋ねしたいのであります。

○国務大臣(池田勇人君) 私は金利を国際金利に近づけなければいけないといふ考え方はいたしておりますが、物価は貿易によつて行きますと、おのずから好むと好まざるにかかわらず

これに行くのが当然なんです。ただ国内の物価事情から申しましてこれを或る程度急激な変化の起らないような施策は講じておりますが、これは物価といふものは国際水準に近寄つて行くといふことは考へておる。金利の点になりますと又おのずから事情が違ひまして、これは戦前におきましては日本の金利は欧米、英米諸国よりは非常に高かつたのであります。而して今急に日本の金利を国際金利、国際金利と申しまして、イギリス、アメリカと違ひますし、又欧米でもかなり違つております。従いましてこの金利をすぐそこ

に持つて行くといふふうなことはこれは言うべくしてなかつた／＼むずかしい。ただ考へ方としては成るべく低金利で競争力を強めるということこれは理想であると思つておられます。従つて日本の金利をどうするかといふ場合におきましては、やはり長い目で見て行く一つの考へ方をおきまして、今の当座の経済事情に應じて金利政策といふものは或る程度変更しなければならぬと思つておられます。従いまして金利水準を引上げる、貸付け金利を引上げるということにつきましては、私はまだ決断をいたしておりません。ただ最近日本銀行の高率適用の問題につきましては、高率適用の範囲の問題、そして又特殊のいわゆる割引担保、担保貸しの利率の点につきましては政策委員会の方で検討しておるようであり

ます。今直ちに全面的に金利の引上げをやるといふところまでは私はまだ決心いたしてないものであります。ただ経済界の情勢によりまして金利は或る程度その場合に沿つたような方向で行かなければならぬ。そして今の金利の

問題は日本銀行の公定割引歩合の問題を主として言つておるのであります。て、一般銀行の貸付け金利についてはどうなるかといふふうな点につきましてはまだ余り聞いていないのであります。御承知の通り日本の金利政策と申しまして、日本銀行の公定割引歩合はいわゆる一銭四厘であります。普通の銀行の貸出しは二銭乃至二銭四厘、こういうことになつておるのであります。こういう形態は世界にも稀に見るものであります。普通の金融論、銀行論ではなかつた説明のつかぬやうな状態であるのであります。従いまして

こういう既成の事実を頭に置きながら日本の現在置かれた経済情勢といふところから、低金利といふことも或る程度は正しければならぬといふ事態が起つて来るかも知れぬ。こういう考へ方を持つておるのであります。

○油井賢太郎君 そこでこのインフレに対する対策として金融を引締めるという見地を以て日銀あたりが高率適用というふうな方策に出たようでありまして、今の大臣のお話を聞いておりますと、日銀と大臣との考へ方といふものは常に一致しておるといふわけでもないやうであります。インフレ防止に対しては單なる金融の引締めだけで以てその効果が現われるものとする

の引上げをやつておるやうであります。勿論金利の引上げだけでインフレなんか防止できるものではない。ただいろ／＼な施策の中の一つとしては考へ得るのではないかと思ひます。

○油井賢太郎君 そこで国民として最近とか日銀対大蔵省の間の意見の確執といふことについて実は懸念をしておるわけですが、最高機関の大蔵省と、又一方において金融の最高機関であるところの日銀当局との意見が常に食い違ひを生じておるといふことについてはまあ経済上に及ぼす影響は相当大きいといふことは当然であります。その点を大臣としては日銀には何らの権限がないのだ。大蔵省の方針一本でもつて進んで行くんだといふふうな信念でもつてお進みになるのですか。最近の新聞等におけるところの問題等よりして一応この点をお伺ひして置きたい。

○国務大臣(池田勇人君) よく今のやうな御質問があるものであります。日銀と大蔵省とは何ら意見が相違いたしておりません。高率適用の問題でも常に連絡をとり、相談をしながらやつておるのであります。意見が、どこが違ふかといふことをお示し下されば、その問題について話合ひで協調いたして参りたいと思ひます。それはお互いに全部が初めから意見が一致するものじやございません。同じ党の人でも、同じ銀行の人でもやはりそこには議論がある。議論があるからといつて意見が対立しておるといふのは、これはあなたのお間違ひ。お互いの信ずるところを相談し合つてさうして一点にまめて行く、こういうことでなければ、いい施策はできないのであります。この頃新聞に大蔵省の考へ方とそれか

ら日本銀行の考へ方と出ますが、これは大蔵大臣の考へ方、日銀總裁の考へ方、これが違つたままでやつて行くといふことはよくないことではあります。そういうことはよくないことではあります。で、いろ／＼な金融施策につきまして常に協調連絡をとつて行つておるのであります。

○油井賢太郎君 これに関連して最近衆議院あたりで取上げたやうですが、例の東銀債の問題です。これは私ども貿易のいわゆる進展といふことをこの日本としてはどうしても図らなくてはならないといふ見地から見ると、東銀あたりのやうな、元のいわゆる正金の変形の貿易銀行のナンバーワンといふやうなところでは、新しい設立のために資金が充実してない。そのため

に思ふやうに貿易の面における施策も行へないといふやうな立場からして、どうしても資金の面の緩和を図りたいといふので、法律で定められたところの範囲内で以て債券の発行をしたいといふやうなことは、これはまあ当然だと思つておる。それに対していろ／＼と問題が起つて、大蔵大臣は二十億といふのを十億に減らされた。併しそれに対してごう／＼たる非難があつたといふやうなことは、甚だ私も残念だと思つておる。あれはやはり法律で以て定められておる以上は、その範囲内で行ふことについては或る程度当局、いわゆる東銀なら東銀の意向を尊重してやつてもいいじやないかと思つたのですが、僅か十億や二十億で以て貿易資金の解決といふやうなものがつくものでもないし、又それによつてそれほどの大きな影響を及ぼさなかつたと思つておる。あれほどの問題

になつたことは甚だ遺憾だと思つてゐる。むしろ大臣は我々国会で以てきめた法律に従つて届出をすれば、もうそれを承認してやつてもよかつたんじゃないかと思つてゐる。ところが、こと古いが、一応参議院の大蔵委員としては、大臣が見えたのは暫くぶりですから、この点については、際明確に大臣の意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 大体油井委員と同じような考へております。法律上当然であるのでありますから、私は東銀から非公式にお話がありましたときに結構だ、自分の考へとしては結構と思う、こういう考へをいたしたのであります。併しながら何分にも初めのことでございまして、将来の資金吸収の状況その他投資者の層なんかを檢討して見る必要があるもので、一応十億くらいで初めスタートしたかどうか、こういう私の意見は言つたのであります。そこでその意見によつてやられたのであります。私といたしましては法律上当然認められておることでございますし、又銀行として特殊な長期資金が要する場合には、これは資金が要する一つの手法だ、これは資金吸収の面から申しまして一つの方法だという考へで賛成いたしました。従いまして今後におきましても私は当然與へられた権利に基いてやられますときに、やこう差出がましいことは言いたくない。今後それが金融情勢に全面的に悪影響を及ぼすようなことになるということは困りますので、そういう全体の意味から私は監督者として非常な注意を與へることはいたします。併し今後

は一切認めないのだとか、或いは今後積極的にやらせるとかというふうな考へ方は両方とも極端でございまして、持つておりません。事情によりまして適當だと思ふ場合にございましては銀行の申出によりまして許可して行くつもりであります。ただ金融市場に預金の非常な横流れ等が起きた場合には、おきましては、発行の方法、條件或いは地域別の、発行地域の問題、いろいろな点につきましましてそれに検討を加えて行くという考へております。

○油井賢太郎君 今のお言葉で明白になつたのですが、新聞紙上では興味本位に取上げるせいか、日銀当局では絶対今後発行はさせないのだというふうなことを取上げ、又大蔵大臣の談として、今後とも認めて行く方針だと二つ並べておいて、その結論はどうなつたかというところは、今まで私も真摯に話して見ないかつたのですが、只今のお話によると、情勢に応じては引き続き他の銀行からもそういう申出があつた場合にはやはり順次お認めになる、こう解釈してよろしいのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 大体その通りであります。申出があつたから順次認めるというのでなく、情勢によりまして金利その他いろいろの條件に応じて相談に應ずる。私は日本銀行が反対するという気持もありますが、本當に日本銀行が反対しておるかというところをまだ聞かないのです。ただ政策委員の一人は予算委員会でも反対の意向を述べました。又銀行間におきましても御承知の通り大銀行の頭取がこれはいいいことだという論文を出して見人もあります。又ちよいと／＼会つて見ると、まああの程度ならいいだらう、こういう制度は一つの外国為替の引受け等の方法として考へられるのだ。ですから私は議論はありますけれども、これは余り大きく取上げてどうこうするほどの問題じゃない。そういう問題にまだなつて参りません。大きい議論をしなければならぬほどの問題になつて来ない。だから私は今も申上げました通りその情勢によつてお申出があれば結構だと言ひますし、又申出によつてそれは少し多過ぎやしないかというところは一応注意を與へるつもりでありますから、法律上認められた制度でありまして、これは弊害のない限りは、とやこう言うべき問題ではないと思ひております。

○木村福八郎君 只今の東銀債の問題について大蔵大臣御答弁があつたのでありますが、あの銀行債発行等に関する法律ですが、あれに基づいて出すことになつたと思ふのですが、あれの一番始めの第一條を見ますと、あれは長期資金を供給するためにあつた債券を発行するに書いてございまして、そういうところから見ると短期債ですね。短期債を発行するということは、あの法律の精神から見てもどうなるのでございましょうか。

○国務大臣(池田勇人君) 債券の発行等に関する法律におきましては、お話の通り第一條に長期資金ということになつております。そこで今度出しましては、吸収のために出します債券につきましては、長期債券ということに言ひつけていない、金融債ということに三條に書いてあるのではありません。そこで三年ものの債券を集めるか、それから一年ものの債券で集めるかというところが問題になる前に、その金が長期資金に向うかどうかということの問題にしなければいけない。一年ものの割引いた債券だからこれは短期だと断定することは誤りなのであります。金を集める方法なのでございまして、法律は出すときの條件を言つたので、そこが非常な食い違ひになつておるのであります。而して一年ものの債券が短期なりや長期なりやという議論が非常に多かつたのでありますが、これは第二義的な問題であると思ひます。従いましてあの法律によりまして出しておる債券も東銀は三年ものを出しますし、一年ものを出しております。商工中金は一年ものを出しております。農林中金は一年ものをおおむね出しておる。これは例外的に六カ月ものを出したものであるものであります。これはどういふふうにかが使われるということがあの法律の問題でありまして、それを集めるのに一年ものの債券、二年もの、三年もの、五年もの、これはおのずからその場合によつて考へて然るべきものじゃないかと思ふのであります。

○木村福八郎君 そこはともかく私納得できないのですが、東京銀行は商業銀行でありますので、長期金融でないのではありません。一応それはまあ短期資金に向けるものと思ふなければならぬのであります。あの精神はやはり長期資金を調達するための方法として、優先株式の引受けと共に債券を発行する。あれはやはり長期資金の供給というのならそれに見合う資金としては長期的に賄ふのが建前じゃないのですか。少し変則的なような気がするのですが、これはまあ今後の長期金融政策、或いは長期金融機構の問題とも関

連すると思ふのですが、今の大蔵大臣の御答弁でそれでどうも納得行かない気がするのですが、その東京銀行が長期金融機関である場合にはそれで納得行くわけなのです。その点はどうかですか。

○国務大臣(池田勇人君) そこで今の一年ものの割引債券を出した金が長期に使われるかどうかという問題になつて参ります。今木村さん御承知の通り、日本は特殊銀行がなくなりまして、建前としては預金を受入れて貸出しをやる、いわゆる商業銀行といひますか、短期金融であります。併し現実はどうでございましょう。船舶増強にいたしまして、船舶資金は一般の普通銀行で皆出しておる、相当出しておる。調査によりまして長期をやつてゐるのは貸出しの一割というふうな調査があります。が、実際は一割や二割じやないと思ふ。商業銀行である第一銀行にしまして、帝國銀行にしまして、勸銀でも同じ性質のものであります。そういう長期のものが出ておるのであります。地方銀行でも出ておる。又東京銀行におきまして、單に買手の割引ばかりでなしに、設備資金を貸しておる場合も相当あると私は考へておるのであります。だからこれを直ちに商業銀行だから短期金融をやるのだというところは、これは昔の銀行論であつて、今の銀行制度はそういうふうになつていない。いいか悪いかは別問題でございまして、實際上は預金部が、興銀が中心になつて第六次船にしまして、相当普通銀行で皆建設資金を出しておる。改造の分にはしてもこれは長期です。これを普通銀行、商業銀行がずつと皆出しておる。この現

題になる前に、その金が長期資金に向うかどうかということの問題にしなければいけない。一年ものの割引いた債券だからこれは短期だと断定することは誤りなのであります。金を集める方法なのでございまして、法律は出すときの條件を言つたので、そこが非常な食い違ひになつておるのであります。而して一年ものの債券が短期なりや長期なりやという議論が非常に多かつたのでありますが、これは第二義的な問題であると思ひます。従いましてあの法律によりまして出しておる債券も東銀は三年ものを出しますし、一年ものを出しております。商工中金は一年ものを出しております。農林中金は一年ものをおおむね出しておる。これは例外的に六カ月ものを出したものであるものであります。これはどういふふうにかが使われるということがあの法律の問題でありまして、それを集めるのに一年ものの債券、二年もの、三年もの、五年もの、これはおのずからその場合によつて考へて然るべきものじゃないかと思ふのであります。

○木村福八郎君 そこはともかく私納得できないのですが、東京銀行は商業銀行でありますので、長期金融でないのではありません。一応それはまあ短期資金に向けるものと思ふなければならぬのであります。あの精神はやはり長期資金を調達するための方法として、優先株式の引受けと共に債券を発行する。あれはやはり長期資金の供給というのならそれに見合う資金としては長期的に賄ふのが建前じゃないのですか。少し変則的なような気がするのですが、これはまあ今後の長期金融政策、或いは長期金融機構の問題とも関

連すると思ふのですが、今の大蔵大臣の御答弁でそれでどうも納得行かない気がするのですが、その東京銀行が長期金融機関である場合にはそれで納得行くわけなのです。その点はどうかですか。

○国務大臣(池田勇人君) そこで今の一年ものの割引債券を出した金が長期に使われるかどうかという問題になつて参ります。今木村さん御承知の通り、日本は特殊銀行がなくなりまして、建前としては預金を受入れて貸出しをやる、いわゆる商業銀行といひますか、短期金融であります。併し現実はどうでございましょう。船舶増強にいたしまして、船舶資金は一般の普通銀行で皆出しておる、相当出しておる。調査によりまして長期をやつてゐるのは貸出しの一割というふうな調査があります。が、実際は一割や二割じやないと思ふ。商業銀行である第一銀行にしまして、帝國銀行にしまして、勸銀でも同じ性質のものであります。そういう長期のものが出ておるのであります。地方銀行でも出ておる。又東京銀行におきまして、單に買手の割引ばかりでなしに、設備資金を貸しておる場合も相当あると私は考へておるのであります。だからこれを直ちに商業銀行だから短期金融をやるのだというところは、これは昔の銀行論であつて、今の銀行制度はそういうふうになつていない。いいか悪いかは別問題でございまして、實際上は預金部が、興銀が中心になつて第六次船にしまして、相当普通銀行で皆建設資金を出しておる。改造の分にはしてもこれは長期です。これを普通銀行、商業銀行がずつと皆出しておる。この現

実から言つたならば、私は東京銀行でも長期資金の必要の場合がありますし、又貿易金融はどうなるという議論がありますが、今頃の商業銀行は二カ月、或いは三カ月で皆切替えになつておる。それが商業金融、短期金融かというところ、必ずしもそうでない。こういうのでございまして、商業銀行だからこれは短期の分しかやつていないのだというところは現実を無視した議論だと思ふのであります。貿易金融の問題につきましてもこれは戦争前日本銀行から二千万円の長期貸付を低利でやつたのであります。これは今の状況から申しまして東京銀行にはかなりの資金が要る。併し店員が少なくて資金が集まらない。それならば貸出しを少くすればいいやないかという手もあります。が、やはり外国為替等については手慣れた人のところに行く。水の流れるがごとくに……。それで非常に資金不足で貿易資金等に支障を来たしてございまして、そうして相当の長期金融もやつておりますので、私は認めたのであります。

○木村福八郎君 それは実情は大蔵大臣のおつしやる通りだと思ふのであります。そういたしますと大蔵大臣は今後日本の金融機構の整備ということはお考えにならないかどうか。このままで当然いい。短期金融機関として建前があるべきものが長期もやつておるといふのはこれは変則で……。併し変則じやない、それは古い銀行の経営の仕方である。そうしますと今の商業銀行が長期金融をずつとやつて行くことがいかどうか、或いはやはり今後それは現実が止むを得ないのだ。変則的、変則的と言つていかどうか知りません。が、現実論だ。それじや今後はそのままでいゆる長期金融、日本の金融機構の整備ということがしよつちゆう問題になつておるのです。常に銀行とかその他で問題になつておるのですが、今のお話を聞きますとこのままでいい、短期金融機関が長期金融をやつていいという建前の問題ですが、そういうふうなことはどうお考えになりますか。

○國務大臣(池田勇人君) これは又別の問題でございまして。現実の金融をどうやるかというときには現実の金融によつて行かなければならぬ。現実の制度でやつて行かなければならぬ。理想として、将来の兼営銀行主義で行くか、或いは分業主義で行くか、これは先ず銀行制度でございしますが、数十年來議論されたことなんです。我々が昔特殊銀行といふものを持ちまして、貿易は正金銀行、或いは長期金融は興銀、勸銀、北拓というふうな建前で行つておりましたが、どういふ都合か、とにかく全部商業銀行になつてしまつた。いかに悪いか別問題です。そうでございする現実から言ふと今の資金を流す上においてこの現実の状態によつて一応はやつて行かなければならない。将来の問題はどうするかという問題は最近議論になつております。そこで昔の形のように貿易金融は特殊の銀行を置くか、或いは長期資金は勸銀、興銀を復活してやるかという問題があるものであります。勸銀、興銀を復活いたしましたし、一通銀行も長期資金を出しておるし、一遍には肩代りができるものではございせん。私はやつぱり今の全部商業銀行という建前で、実際に長期金融をや

つておる兼営銀行であるという状態を考えまして、これを或る程度長期専門的なものを置く必要があるし、又普通銀行が余りに長期資金に対して金を出すといふことも考えものだといふので、日本開発銀行といふのを計画いたしております。日本開発銀行におきましては、資金の許す限りにおきまして普通銀行の長期資金の肩代りをやるとか、或いはできれば自分のところで独自の貸付をやつて行くような方法に行きたい。だから日本開発銀行だけでいいかという問題になりますと、それじや足らんだらう。一つそうすると昔長期金融はなれた興業銀行、勸銀、北拓を特殊銀行として長期金融の専門店にするかという問題になります。が、今の現状から言つて勸銀とか北拓なんか長期金融専門の銀行になることは私は好まないと思ひます。又興業銀行にいたしましても今直ちに昔のような型に帰るといふことにつきましては相当に二の足を踏むと思う。なお法律でやればできるじやないか、こう言われてもなか／＼それは実際上むづかしい。だから日本の現状を見ながらこれは兼営銀行にしてもみずから限度があります。分業主義にいたしましても、そればかりは日本の昔からの経済の状況からいつて分業主義如何にも欠点があるものであります。併しながら或る程度今のように商業銀行の建前にして、全部をこうして実際の長期金融をやつたり、而も商業金融にしましても円滑に行かんとするのじやよくないから、これを改める方法としまして先ず開発銀行からやつて行こう、こういう考えで進んでおるのであります。これは大きい問題でございしますので、どうい

ういふ頃から始めたらいいか、こゝういふことにつきましては今検討を加えておるのであります。

○木村福八郎君 まあ現実がそうだからそのままでいいかといふことではないことはわかりましたが、この東銀債の問題は一番問題点は、これまでいふゆる預金に対するいわゆる無記名預金、あれがでなくなつたので便法としてああいうものを復興することになつたといふところに一番問題があるのじやないのでしょうか。そうしますと私はこの預金についての、無記名預金が絶対いけないといふようなことは私は言つていないのですが、大きな合法的な脱税を許して置くかといふことはいいかと思ふのです。それだからといつてすぐ預金を調べて資金の蓄積に支障を生ずるというふうなことは非常に困つたことですが、それだからといつて建前としてそういう合法的な脱税を許すような形のを許すことは大蔵大臣としてはよろしいとお考えになるのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 經過的な問題としてそういうことが議論になると思ひます。これは御承知の通りに昔から割引興業債券といふものは、興銀のほうで出しておつたのでございます。これにつきましては議論がございしました。我々は主計局長の当時まではこれが新聞の広告に出ておりますのを非常ににが／＼しく感じてまして、これはもともと法人が持つことにしてやつていふのだから、個人のほうへ売りつけるようなことはしてもいいかといふことを申出たこともありますが、それは今の場合或る程度の割引債券を発行

することは止むを得ない。それによつて短期債券が一つ出て来る。貯蓄増強になるといふことならば、それは今のところ止むを得ないと考えておるのであります。

○油井賢太郎君 問題は元に戻しまして、先ほどの貿易尻の問題ですが、去年一年を通じて大体バランスはガリオア輸入によつてとれておるといふわけですが、そのため一般の資金によるところの輸出は増進して、ドルの蓄積は殖えたかういふ結果を生じておるが、これに対しては現政府として殊に経済関係のナンバーワンの大蔵大臣として去年の貿易総体についての我が国の一体成績といふものは成功であつたか、失敗であつたかといふことをどうお考えになるか、これは非常に大きな問題だと思ふのです。例えば選挙演説等におきまして現内閣の閣僚の或る人などのごときは、手放しの楽観主義を各地に行つて唱へておる。極端な例を申し上げますと、日本の生産水準が戦前の一〇二％くらいになつたといふことを以て、もう一等国になつたんだといふようなことを言つて、国民を喜ばしておる。これでは少しく今の日本の情勢から見ても、貿易尻の国民に対するところの観念はやはり失敗は失敗であつたと、明確にされたい。ところが国民の気分も引締める上に役に立つじやないかと思ふ。これについては大臣としてはどういふふうな御見解を持っておられるか。

○國務大臣(池田勇人君) 私からこゝういふことを申し上げると、手前味噌になるかも知れませんが、これは私は大体において好成绩を治めたといふことは

第六部 大蔵委員会会議録第十五号 昭和二十六年三月六日【参議院】

一三

言えると思ひます。手放しの樂觀は勿論いたしておりません。それは成功であつたか、成功でなかつたかといふことは、各方面からの見方からしなければならぬ。輸入貿易が十分に行かないので失敗だといふ見方もなきにしもあらず。併し輸出も増え、輸入も増えて来た、こういう現状から見れば非常にいい道を歩んで来たと言えると私は思ふのであります。

○油井賢太郎君　そこで問題が、先ほど大臣が今後は輸入に重点を相當置かれる、又そういう趨勢になつておる、こういうようなお話ですが、二十六年度の政府の方針としては、輸出入のバランスといふものはいずれにウエイトを置かれるような御方針ですか。

○國務大臣(池田勇人君)　御承知の通りに原料は向うから入れてそうして加工して出すのでありますから、輸入第一主義といふ考えではございませぬ。輸入も輸出も大事ですが、併し幸いに輸出は伸びて来たので、今度はそれにマツチするように入力から先にやつて行こう。こういうのであります。従いまして輸入も輸出も両方相待つてやつて行かなければいかない問題だと考えております。

○油井賢太郎君　大臣の見解は、これは常識的には当り前なんですけれども、實際面にはまあ今経済界では輸入にもつと重点を置かなければ、飢餓輸出になるだらうといふことを懸念しておる。そういう見地から今から政府の方針も大体輸入に相當力を入れて来ておることは私は認めるのです。そこで例のインベントリー・ファイナンスの五百億といふものを使える余地は今度はなくなりやしないか、と思ふ。それ

については大臣はどうお考えになるか。

○國務大臣(池田勇人君)　私はやはり或る程度の金は要することに計算ができて、それによつてやつて行つておるのであります。五百億程度のインベントリー・ファイナンスは今から準備して置かなければ大変だといふ考えを持つております。勿論今年、昭和二十五年度はよりは相當輸出入も伸びて来ることはこれは明らかでございしますが、インベントリー・ファイナンスとしては五百億は少くとも、多過ぎることはないと私は思つております。

○油井賢太郎君　今の大臣のお話ですが、バランスがとれて行つてゐる以上、幸いドルの蓄積も最近だん／＼減つて来つたところというところは、これは喜ぶべき趨勢にあると思ふのです。そういう際において先の見通しとして輸出の、いわゆる尻を拭うためのインベントリー・ファイナンスを考へるのはもうおやめになつたらどうかと思ふのですが、その点は重ねて大臣の所見をはつきりして頂きたいのですが……。

○國務大臣(池田勇人君)　バランスがとれてゐるということは、どういふふうなことをバランスがとれてゐるというのか、それは輸出と輸入、貿易外、その他がびたつと行つてゐるという意味じやなく、これは輸出入の差額が outcome、そこにあの程度の金が必要、これでバランスがとれて行くと、こういうのです。

○油井賢太郎君　ドルの蓄積はだんだん減つております。減つてもまだ相當の蓄積が今でもあるのですが、併しそれがだん／＼減つて行くといふことになれば、改めて五百億も一般會計から

国民のいわゆる税金を以て賄つてゐるところの國家財政の上において、五百億という大金をインベントリー・ファイナンス方式によつて支出するといふことはどうか、この点なんです。

○國務大臣(池田勇人君)　手持ちのドルが今一月、二月でちよつと減つてゐるが、これも知れたものでございませう。かゝるが故にもう五百億圓要らんのじやないか、こういうお話でございませうが、数字に亘る問題でございませうから、別に数字で事務當局から説明させてもよろしうございませう。我々いろいろな事情を考へてこの程度のものは必要であると断定いたしてゐるのでございませう。

○木村福八郎君　二十六年度予算に關する総合的の質問は予算委員會で行いたいと思ふのですが、この際一つだけ大蔵大臣にお伺ひしたいことがあるのです、それは為替の問題なのですが、これは為替のレートの問題じやなく、レートについては又いろいろ意見があるのですが、為替の管理の問題です。為替管理は最近いろいろ交換円の問題とか、無為替貿易の問題とか、いろいろ外貨に關する問題、いろいろ起つてゐるのですが、外貨の關取引ですか、為替の……。

そういう問題について為替管理の今実情はどうなつてゐるか、それはうまく行つてゐるのかどうか。相當いろんな抜かがあるやに言われてゐるのですが、その点はどうなんでしょう。

○國務大臣(池田勇人君)　御質問の重点がわかりませんが、為替管理のほうは私は順調に行つてゐると思つております。どの点がどうだといふことを御指摘になれば……。

○木村福八郎君　これは具体的に為替管理といつていいのかわかりませうが、例えばアメリカからドルを持つて来て、そのドルを預金にしまして、それを元にして円を借りる。その円で日本でいろいろな商売をして儲けて、その儲けで品物を日本であつて外国に持つて行く。こういうような取引が行われると、それだけそれはインフレの要素になりますし、それは非常な日本の国としても損だと思ふのです。そういうような取引が非常にたくさんあるやに言われてゐるのです。それからいわゆる交換円ですね。交換円といふものはいろいろそういう貿易業者の間に利用されておると、こう言われておるのです。その交換円については何ら弊害がないとお考えなんですか。

○國務大臣(池田勇人君)　ドルを持つて来て、こつちで安いからものをかうといふことについては、為替管理で許可制を布いておると考へております。又交換円についてもはつきりした手續をとりまして、そうして持つて来たときのドルが幾ら、こちらで幾ら使つてその残りが幾らといふことを審査しておると思つております。

○木村福八郎君　こういう具体的な例を聞いたのですが、よくわからないのですが、例えばこれは千葉銀行の頭取の古莊四郎彦氏がこの間世界連邦會議に行かれたわけですね。ところで非常にたくさん金を使つた。これは地方の銀行であります。地方の銀行が、地方銀行でありながら、その千葉銀行は地方に余り金融しない。大分不平があるのだそうですが、そのかたがそのかたの細君を秘書にいたしまして、秘書と

して計上しておられた。だん／＼調べて見ると、一千万円以上も外国で使つて來られた。それで非常にたくさん／＼な土産ものを持つて歸られた。ところが一緒に世界連邦會議へ行かれた人は、いわゆるテン・ダラーの旅費をして非常に困つて羨がつて來た。そういうことは相當非難的になつておるようですね。そういうような場合にそんなにたくさん外貨が手に入るものかどうかといふことなんですね。こういうようなことはどうなんぞございませうか。旅行者についてそんなにたくさん金が入るものかどうか。

○國務大臣(池田勇人君)　外国の旅行者につきましては各個々の人につきまして外貨の額を大蔵省で審査して渡しておるのであります。併し今のお話の某がどういふふうな外貨を手に入れたかといふことは、只今のところは私は存じませぬ。

○木村福八郎君　この千葉銀行というのは前にも不正貸付問題で取調べを受けたのだそうですが、國警隊長が銀行を調べると、それが取付になる危険がある。従つてそれは財界攪亂の虞れがあるから、その不正貸付の捜査を打ち切る、こういう声明を出して、これを打切つたそうではあります。大蔵省銀行局としてはそういう場合にこれは検査をしなければならぬのではございませぬか。その点はどうなんですか。

○國務大臣(池田勇人君)　御承知のように入大蔵省の銀行局に検査を担当するものがありまして、常に各銀行を検査いたしてあります。これは昔から極秘裡にやつておるのであります。いづどこを検査するといふことは言つており

ませんが、常に銀行の検査はいたして
おります。

○木村福八郎君　そういう不正貸付が
あつたかどうか、私は知りませんが、
併しそれを国警隊長が、例えば株主が
集つて、その不正貸付の問題につい
て協議するとなれば、これは財界攪乱
の虞れがあるから、これを打切ると声
明して、そういうことをさせないよう
にするということは、国警隊長にそう
いう権限があるのでございまいしう
か。

○国務大臣(池田勇人君)　国警隊の権
限はよく知りますが、銀行に關しま
しては、我々が監督いたしているの
であります。而して国警隊長がどうい
ふような場合にどういふ措置をとつたか
ということは、それが違法なりや否や
ということとは、事実を調べないとお答
えできません。

○木村福八郎君　私がこういうような
小さい問題ですが、具体的な問題を取
上げましたのは、地方銀行が預金を地
方で集めて、地方にこれを還元して融
資しない、そういうことに対する非
常な不満から、我々のところのそうい
う陳情があつて、その一つの例として
こういう具体的なことを訴えられたわ
けなんです。而もこういう千葉銀行の
不正貸付問題というのが起つて、それ
が国警隊長が財界攪乱の虞れがあるか
らといつて捜査を打切つて、その後
においてその頭取の古莊四郎彦氏が世
界連邦会議に出席の場合に、六百万円
も、これは公表された金額だそうで
すが、外貨を獲得して、そして我々か
ら見れば警沢に使つて濫費したとい
うように見えるのですが、非常に大切な
外貨をそのように使つていいのかどう

か、そういう問題なんです。従いまし
てこういう事実があつたかどうか、こ
れは銀行局としてお調べになつたかど
うか、大蔵大臣はこういうことは御存
じないかも知れませんが、その点銀行
局に確めて頂きたいと思ひますが如何
でしょうか。

○国務大臣(池田勇人君)　先ほどお答
え申上げましたように、外国旅行者に
つきましては、個々の人についてどれ
だけという許可を與えております。而
して税関のほうへ出すときに届出るこ
とに相成つておるのであります。千葉
銀行の頭取がどこでどれだけ使つたと
いうことも調べなければなりません
し、どこでドルを手に入れたかとい
うことも調べなければなりません
が、私としては存じません。銀行局で
調べる必要があるとすれば調べさせて
もよろしいと思ひます。

○木村福八郎君　その場合に旅行者が
外貨を得る場合、制限というものはな
いわけですか、許可を得さえすればい
いわけですか。

○国務大臣(池田勇人君)　その人の使
命その他によりまして基準を設けてや
つております。

○木村福八郎君　大体のところ最高の
制限といひますか、そういうような何
か基準はあるわけですか。

○国務大臣(池田勇人君)　細かい問題
は存じませんが、その人の使命、滞在
期間、旅行の行程、例えばニューヨーク
だけに於けるか、或いは全米を廻る
か、そういうことによつていろいろな
検討を加えて認許可をいたしておるわ
けであります。

○木村福八郎君　私は実は古莊某が個
人で金を幾ら使つたといふことは何ら

我々が関知しないところで、問題にな
らないが、若し銀行の金をこういうこ
とに使つた、そういうことになりま
す、地方の銀行は地方に貸さないで、
而も聞くところによると地方で預金を
集めて都市のほうに運用をしておる
といふことを私は聞いたのですが、事
実かどうか知らないのですが、そうい
う非難があるわけですか。そういう地
方金融の立場から御質問しておるの
です。それから、この点大蔵大臣が、そ
ういふ金が個人のものなら問題じやない
のですが、一応これをお調べになつて頂
きたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君)　私は古莊君
が自分の金を使つたか銀行の金を使つ
たか存じません。又頭取であれば銀行
のために使う場合もありましようし、
又交際費として自分のために使う場合
もあるし、銀行に關係したことで使う
場合もあると思ひます。今あなたの御
質問の外国旅行に對してどれだけ銀行
の金を使つたか、こういう御質問で
ございしますが、これは検討いたしまし
て、そのことをここで直ちに申上げら
れるかどうかといふことを考慮してか
ら処置いたしたいと思ひます。

○杉山昌作君　大蔵大臣にたばこの値
下げ問題に關連して二つ、三つ御質問
申上げたいと思ひます。大臣は、先だ
つての財政演説で、今年の四月からた
ばこの値下げをやりたい、その趣旨は、
所得税その他の減税と相俟つて、国民
負担の軽減、合理化にあるのだとい
ふ意味の御説明をなさつておるのであ
りますが、その値下げは、何をどうい
ふにするのかといふことと、それと
その趣旨をもう一度繰返して御説明願
いたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君)　たばこの消
費の状況その他から考えまして、四月
一日よりピース、光をおの／＼十四下
げる予定でおるのであります。これは
どうも私はピース、光は少し高過ぎる
のじやないかといふ観点から下げよう
としたしておるのであります。従いま
して、値下げによつて相當の消費も殖
えますし、予算に載つておりますよう
に、大体本年度程度の収入を挙げ得る
と考えております。

○杉山昌作君　そうすると国民の負担
の軽減、合理化というよりも、下げても
消費が殖えて、本年度程度の税収入を
確保する、むしろ、財政収入の確保と
いうことのほうが、中心で計画され
たように思ひます。というのはもう一つ
は、數量からも来るのであります。が、
私が申上げたいのは、大体今回ピース、
光よりも、本當にたばこに困つてお
るというものは、みのりやバットをのむ
人達であると思ひます。成るほど戦
前に比べれば、ピース、光の値段はバ
ット、みのりよりは著るしく高くなつ
ております。高くはなつておりますけ
れども、現実の問題として苦勞して、
塗炭に苦しんでおる連中ではな
くて、みのりなり、バットをのんでお
る連中でありまして。だから、本當は値
下げをするなら、バット、みのりのほ
うを値下げすべきである。そのほうが
国民負担の軽減、従つて、国民生活の
安定に資するゆゑである。従つて今
のお話では、そういうようなことより
も、むしろ今年度と同じぐらいの益金
の確保もできるからといふようなこと
は確かに私はそれが本當だらうと思
ひます。それは數量の点からいへば

すが、来年度の販売數量を予算で見ま
すると、今年度よりは四十億本殖えて
おります。併しながら、その殖えたも
の殆んど大部分、九割余といふものは
上級品のピースを中心とし、光を中
心とした方面にあつて、下級品の増加
は殖えていない。ところが實際問題は
は、今日一番たばこの不足しておるの
は、下級品なものであります。どこの
たばこ屋に行きましても、バットが欲
しい、みのりが欲しいと言つて買ひに
行つても、それがないものだから、止
むを得ず高いピースを買ひ、光を買わ
されて帰つて来る、これが實際の事情
であります。そういうところから考え
ましても、来年度の販売計画がそうい
うふうな下級品の増加には全然といつ
てもよくないにない。下級品をのむ
人は買ひに行つても依然としてないか
らして、止むを得ずものと負担の多い
高いものを買わされるというやうな状
況の販売計画を立てておる。これは今
の大臣の仰せのように確かに来年度の
財政収入をたばこから千百三十億、今
年度とはほぼ同額のものを得る、こうい
うことからしてすべて割り出されんと
しておると思ひますが、そういうやう
な解釈でよろしいと思ひますか。

○国務大臣(池田勇人君)　たばこの値
下げをいたします場合におきましては、
やはり全体の財政収入、専売収入とい
うことを考慮に入れなければならな
いと思ひます。今のたばこの消費の事情
がお話のように下級品に相當集つて来
ておるといふことは私も認めます。そ
れならば下級品ばかり作つてみんなの
嗜好に十分副うようにならうと思
ひますが、これは財政収入の確保の上

からいつて、下級品ばかりというわけにはいきません。そこで下級品も殖やしますが、下級品が足りなくて上級品を止むを得ず買うという場合においてはこれを安くするの、一つの方法であるのであります。全体の売行、或いは生産能力等を考え、又財政収入を或る程度確保し、いろ／＼な点から考えましてまあビース、光が少し高過ぎるからこれを下げよう、こういう結論になつて来ているのであります。

○杉山昌作君 お示しの通りにたばこの専売というものはこれは財政専売でありますので、殊に財政収入の確保ということを中心にしてやられるそのこと自体は当然であると思つてあります。只今光、ビースが少し高過ぎるというお話がありましたけれども、その値下しにしても或いは販売計画にしまして、私が今指摘した通りに千三百三十億の益金確保ということが一番問題であると思つて、そこで今私は大臣にお聞きしたいことは、それほどまでして今需要は下級品であるし、下級品をのんでおる人はもつと安いものがほしいという状態であつて、一方いろ／＼な減税をして国民負担の軽減を図るという施策をしておるにかかわらず、たばこについてはそういう状態であるにもかかわらず、なおかつ下級品の供給は或る一定の限度にとどめておいて、そうして止むを得ず高いものを買わせるというような方針をとる。結局千三百三十億の確保ということを中心になつておりますが、それまでにして確保しなければならぬところのたばこからの財政収入の必要性と、政府が先般来唱えておりますたばこ専売の民営化の問題との関係、これを伺

いたのであります。御承知の通り今日政府は来年度の千三百三十億と大体最近の毎年の実績なり予算なりを見ましても千三百億から千三百億かのものが得たいという目安であると思つて、これは大体政府ではだん／＼にこの財政の規模を小さくして、従つてたばこの収益も少くして済むというような考えでありまして、又講和後の自衛の備えを取りから考え、又講和後の自衛の備えをするとかいろ／＼なことをすると、なか／＼財政の規模が今日よりだんだん小さくなることは期待できない。従つてたばこの益金も千三百億、千三百億、千三百億のものは今後数年間に亘つて確保しなければならぬ状態ではないかと思つて、ところが今日のたばこの需給から鑑みまして、千三百億、千三百億という金は非常にすぐには出て来ないのであります。酒とよく比較されますが、酒は先般値段を下げて、税金を下げた、そうしたら売行きが多くなつて却つて収入が増したというふうな状態でありまして、たばこについては全く需要が異なつてゐるのであります。来年度の予定いたしております八百二十億本というものはほぼ数量的には頭打ちになつてゐるのではないかと思つて、御承知のようにたばこは値が高くなつたからといつて節約ができてない代りに、値が安くなつたからといつてむやみにのめるものではない。大体数量は値段によつて違つて来るものではない。そういうことから考えまして、この八百二十億本というものが少しぐらゐり値が下つて来て、或いは品質がよくなつて来たということでは千三百億本になるということでは考えられない。つまりたばこについて

は、酒において先だつてみたごとく薄利多売というふうなことは殆んど余地がなくなつてゐるというのがたばこの需給の現状だと思つて、又それであればこそ安いものをたくさん売つたり、或いは数の多い下級品のほうの値下げをしたりすると、八百二十億本、総体千三百三十億円の金が儲からないものだから、そこで値下げをしても数の少いほうの上のほうを下げ、販売計画にしても、みんなの欲しがる安いものを売止めをして、高いものを無理に売抜く計画を立てて漸く千三百三十億円というものの確保ができておる。言換えれば商売道に反した商売をしてこそ初めてこの千三百三十億が確保できる。ところが商売道に反した商売というものはたばこ専売であるからこそできるのであります。これを若し民営にして五社なり十社なりというものに競争をして事業をやらしたら、結局各社とも自分のほうの売上げを増進させたいために安いのを余計作る、そうすれば千三百億千三百二十億というふうな益金が絶対出て来ない。これが独占的なことから生れるところのいわゆる経済上の独占というふうなものをそこに按配してやつてゐるのが今の専売なんでありまして、こういうところから考えると、政府は専売をやめて民営にしたい。現にこの一月三十一日の本会議で油井君の質問に対しては首相はたばこの民営移す通り、政府といたしましては民営に移したいのだ。併し利害関係のある国民の意向もよく承知した上で慎重にやりたいと言つておられますが、私に言わせれば何も利害関係のある国民の意向をよく承知しないで、政府みずから

自分の財布に手を当ててみれば、今日やるべからざることはつきり感じられるのではないかと思つて、一方このういふふうな状態で一昨年の夏に政府が設けました臨時専売制度審議会がついて、一年半に亘るこの長期の慎重なる審議の結果、たばこの民営を現在断行するということは、財政上或いは経済上その他の都合から時期尚早であると考えた人が多いという答申を出してゐるし、又それと相前後いたしまして、衆議院の経済安定委員会におきましては、やはりこの問題について結論的な申合せをするということになつておる自由党案、社会党案、それから民主黨案と、それ／＼党の名前を正式に冠したところの三案を比較検討の結果、政府與党であるところの自由黨案を採決してゐる。ところがそれを讀んで見ますと、我が国は財政経済の現状に鑑み、たばこ民営は時期尚早であると考え、という自由黨案として提出して、それを可決してゐるわけなんです。更に又吉田総理大臣がその意向をよく承知してゐるところの、利害関係を有する国民のうち、最も利害関係があると思われる全国のたばこ耕作者は民営絶対反対という意思をはつきりいたしましたして、本国会に全国から非常に夥しい請願をして参つてゐるのであります。こういうふうな状態を考え、又先ほど私の申し上げました益金の確保という点から考えまして、これでもやはり政府は今日においてもなお民営をする方針で慎重に研究してゐると思つて、えなのでありまして、そこらの御意向を承わりたいと思つて、

○國務大臣(池田勇人君) たばこの民営につきましては、経過につきましてはお話の通りの道を歩んで来ておるのであります。財政的見地、又国民の嗜好に應ずる点等から考えまして、専売制度審議会におきましても、一年半の長きに亘つて検討を加えられ、最近答申が出て参つたのであります。答申もお話の通り私はこの問題につきましてなお今後も検討を加えて行きたいと思つておるのであります。併し今結論を申上げる段階に至つておられません。一概にたばこの民営と申しまして、いろいろのやり方があるのをごさいます。やはりいろ／＼なやり方につきまして、十分検討を加えてから適当な措置を講じたいと思つておられます。

○杉山昌作君 もう一つの値下げに關連いたしまして、お伺いたしますが、大体来年度の販売計画は先ほど申し上げましたように非常に商売道に外れた商売を要するような程度のものでありまして、これを実行して、あの予定されたところの販売数量を確保するということは、なか／＼一通りの話じやないと思つて、そのためにはたばこの小売人というものは非常な労苦を必要とするし、又余分な経費も要すると思つてあります。従つて今日たばこ小売人の利益工合が六分では小売人はやつて行けない、どうしても協力ができない、売上完成ができないということが頻りに言われておるのであります。これにつきましては政府でもその事情を了とせられて、来年度たばこ小売人の手数料を引上げられるという噂を聞いております。ただ伺いますと、その程度が貧弱で果して小売人の協力を得られるかどうか、従つて益金の確保ができるような売上完成ができるかという

ことを非常に疑問に思つております

が、それはいいといたしまして、この問題についての久米監理官の先般衆議院の安定委員会での答弁を拜見しますと、専売公社においては、あの程度の利益引上げは困る、非常に熱心にもつと引上げを要望をされているけれども、財政上或いは予算編成上困るのだということを言っております。で一体小売人の利率を幾らにするかというように、これは私は思うのに、純粹の商売上のことであると思うのであります。これはすべての会社がやっております。或いは利率をそのままにして福引を出す、或いは温泉なり芝居に招待するとかいふ／＼なことをそのとき／＼の事情によつてい／＼な手を打つような措置によつて、販売の増進なり、販売の確保をして行く、これは純然たる商売上のことなんです。純然たる商売上のことに属するならば、これはその道に最も詳しく、又売上げ増進、売上げ完成について全責任を持つていゝところの専売公社に任かしていいものじゃないか。専売公社からそれは熱心に要望しているにもかかわらず、政府がそれを抑えるというとは何かこうおかしい。殊に専売公社は政府から独立した企業体として、而も總裁以下の重要なポストには実業家を起用している。そういうことになれば、商売は向うに任せるといふことで初めて専売公社の売上増進に対して責任を持たせてやるといふことになるのであります。が、政府は財政上、予算編成上これはいけないというので、専売公社の熱心なる申出を断つていゝというふうなことがはつきりしているわけでありまして、こういうふうな問題につきまし

てもう少し商売は公社に任せるといふことで、政府は大綱にとどめるといふようなことで、全般をもつと切換えて行く、この問題は専売公社にお任せするといふようなことをお考えになりませんかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) 御趣旨の点は首肯できる点多々あるのであります。が、商売は商売屋に任せると申しまして、なか／＼これは行きません。これは専売品であるという建前からい

つて、私は兩者話合で行くべき問題であると思うのであります。たばこの小売屋のマージンにつきましては、今何か政府委員が誰か自分らの意思に反してこうなつたのだといふことを言つたやうであります。私はその人の氣持がよくわからないので、国会で御審議願うときには、専売公社の總裁と大蔵省とは完全に意見が一致しておることだと思ふのであります。そういうことを言つたかどうか知りませんが、私は商売であるから全部専売公社に任せ、こういうことはやはり如何なものかと思ひます。

○小林政夫君 先ほどの本会議の席上で御質問を大臣に対してしたのであります。が、多少大臣のほうにおいてと違へられてゐる点があると思ふので、この機会に訂正して置きたいと思ふのであります。私は日本經濟の自立の問題として資本蓄積を取上げたのであります。その中で本年度の予算においては、成るほど税法上は減税といふことにはなつてゐるが、總額に、予算額においてはは大した……金額的には減税になつておらないし、そして而も朝鮮事變發生以來の物価の情勢、或いは輸入の促進の状態等を考へて、なか／＼こ

の程度の減税では相当資本蓄積はむずかしいのではないかと。勿論資本蓄積は個人たると法人たるとを問はず、自発的な資本蓄積に行くのが必要なのであります。それが最も厳正な、適當であるのであります。が、又減税しても、今減税については實質上の減税にはならな

いといふような議論もありませんが、そういう議論はさておき、或る程度の減税になつたとしても、減税のし放しではいけない。その減税が國民負担の軽減になつたものを積極的に蓄積にまで吸上げて行く施策をうんと馬力をかけてもらいたい、こゝに意味の質問でありまして、質問の重点は資本蓄積のほうにあつたのであります。大臣の御答弁は實質上の減税が、税法上の減税と實質上の減税とそれから學問上の減税も同じといふことで、減税論のほうに重点を置かれたやうであります。が、私の質問の要旨はそこにあつたのでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

それからこの際にお聞きしたいのは、大臣とも最も縁りのある広島県の松永といふところに木履業者がおりますが、全町を挙げて下駄を作つておる。この業者が非常に最近金の廻りがよくないといふことで、その原因は資金融通準則といふので、木履製造業者は丙の取扱ひを受けておる。一方同じような業者である静岡県のほうは、問屋であるといふことによつて乙の取扱ひを受けておる。それで地元銀行の中銀或いは広銀といふような銀行においては丙であるから金利も高くしてもらわなければならないし、融資の枠が少いので十分に融資できない、こゝにうことを言つておられた。すぐ当局に

お尋ねしましたところが、この融資準則はもう死文であつてそれに捉わられて丙だから出せないとか、丙だから金利が高いといふようなことはおかしいといふ答弁でありました。併しこれは広島地区で聞いたわけではありませんが、他の地区でもたゞ／＼機会がありまして日銀の出先で伺いましたところ

が、やはり相当この準則は重点を置いて一々甲、乙、丙別に報告を徴しておる、こゝに生きてゐるのだといふことなんです。若し大蔵事務当局の見解のように、この資金融資準則が死文であるならば、更にこれを置いて置く必要はない。實際問題として片山内閣のときに定められた準則なのであります。自由党内閣である本内閣において踏襲されることもどうかと……、特にその自由党内閣としての經濟政策から考へても、相當問題じゃないか。これを改変されるとすれば、相當その後の經濟情勢を織り込んで、若し置いておくならば、その後の經濟情勢を織り込んで、相當この準則について再検討の用意があるのではないかと。殊に最近一万田總裁等の談話を新聞で承知したところによると、今後は成るべく直接の物資統制を避けて、金融によつて統制の効果を現わして行きたいといふことであらば、この準則を生かして行かなければならぬ。こゝに際してこれを全然死文にされるならば廢してもらいたい。思い切つて廢して撤廃する。生かすならば徹底的に再検討して、実情にマッチするやうな考へで行かなければならぬ。これに対するお考へを伺いたいと思ふ。

○國務大臣(池田勇人君) 事務当局がどういふ返事をしましたか、私はつま

びらかにしてありませんが、資金融資準則は今残つてゐると思ひます。ただこれに對する銀行の関心が昔ほどになつた、こゝに意味を言つたわけなんです。若しこゝに意味を言つた意味で言つたのではないかと。今後資金融資準則を強化して行くかどうかといふ問題につきましては、余ほど検討を加へなければなりませんが、今ある資金融資準則につきまして、今置いてある以上、これがたとえウエイトが軽くなりましたにしても、實情に副うように改めて行きたいと思つております。

○大矢半次郎君 私は税制問題についてお伺ひしたいのであります。昨年シャープ勸告に基きまして、税制の圖期的改正をいたしましたのであります。が、その當時におきまして、このシャープ勸告の税制改正案は、世界において最も進歩的なものであるが、果して我が國の實情に適合してゐるかどうかといふことについては、随分各方面に意見があつたのであります。政府におきましてはこれらの点を斟酌されまして、多少の修正を加へられて、なるべく實情に副うやうに進められた跡があるのではありませんが、併し施行一年にして今から振り返つて見ると、どうしてやはり根本的に再検討する必要があるのではないかと。こゝに際しては、法人に対する課税の考へ方でありまして、御承知の通り従来日本におきましては、いわゆる大陸方面の思想を取入れまして、法人の独立的の存在を認

めて行く、法人において課税し、又株式配当等についても、個人においてこれを総合する建前をとつていたのでありますが、シャープ勧告においてはこれを放擲いたしまして、いわゆる英米の考えを取入れて、二重課税は排除するという建前をとつておるのであります。併しながら英米におきましても決してこの二重課税は根本的に排除されておられません。英国におきましては、ロイド・ジョージの内閣におきまして、いわゆるサー・タックスなるものを設け、それ以来配当課税はノーマル・タックスにおいては課税しておらぬのでありますが、サー・タックスにおいては課税しておると承知しております。又アメリカにおきましてももと大体英国の租税制度に倣つておつたのでありますが、その後漸次二重課税の制度をとりまして、今においては完全に二重課税が行われておる状態でありまして、施行の実際から見ますと、世界を通じて二重課税がむしろ本則になつておると見なければならぬのであります。併しながらシャープ博士の考へ方は一種独特でありまして、いわゆる譲渡所得がこの法人、個人を通ずる課税の中心になつておるのであります。この譲渡所得を完全に把握しなければ、直接税の理論付けができない、立派な体系はできないのだ。この譲渡所得の課税をいい加減にしておるならば、所得税の累進課税もむしろ放棄して然るべきではないかという趣旨のこととは勧告の各方面に散見しておるのであります。例えばシャープ勧告の序文においては、こう言つておるのであります。「ここにわれ／＼が勧告しているのは、租税制度であつて、相互に關

連のない多くの別箇の措置ではない。一切の重要な勧告事項および細かい勧告事項の多くは、相互に關連をもつてゐる。もし重要な勧告事項の一部が排除されるとすれば、他の部分は、その結果価値を減じ、場合によつては有害のものともなる。従つて、われ／＼は、勧告の一部のみを取入れることに伴う結果については責任を負わない。例えば、われ／＼は、所得税において法人税との二重課税を避け、同時に常習の脱税を防止するような租税制度を立案した。このような制度のうちでも重要な部分とされているのは、譲渡所得を全額課税し、譲渡損失を全額控除することである。もし現在実施されているように譲渡所得と損失が金額ではなく、何％か算入されないものとすれば、われ／＼の勧告による法人税および所得税は大幅な改正を要するであらう。」こう言つております。

更には本文に入りまして變動所得の中においては、「個人所得税及び法人税に對するわれ／＼の勧告は、譲渡所得の全額課税、譲渡損失の全額免除といふことに基いてゐる。もし譲渡所得及び損失の全額制が取り入れられないとしたら、われ／＼は法人税の軽減をはるかに縮少し、法人からうけるあらゆる種類の分配所得に對する所得税の取扱をはるかに峻厳なものとするように勧告するであらう。この場合には、なお、その他いくつかの制限を行うように勧告することになるが、譲渡所得に對する上の改革を行う場合に比して、その制限を行つてみたところで、はるかに不公平な税制となつてしまふのである。譲渡所得の全額課税、譲渡損失の全額控除こそはわれ／＼の勧告

の中で最も強調されているところなのである。こうなつております。更に法人税の項におきましては、「この法人税の構成全体は、譲渡所得が完全に個人に對して課税されるという前提に基礎を置いてゐる点を再強調する必要がある。このことができず、従つて早かれ遅かれ全所得が、配当されるに配当されないを問はず、個人所得税が課税されない場合には、この計画全体は、無効となるであらう。もちろん譲渡所得を個人の課税所得に完全に含ましめることができれば、多くの点において非理論的でなく、氣まぐれでもなく、差別待遇的でもない法人税の改正案を立案することは殆んど不可能であると思ふ。」

かくのごとくいたしましたして、法人税及び所得税を通じて、譲渡所得の完全把握一〇〇％課税がこの直接税の最重要点になつておるのであります。併しながらこの譲渡所得の完全把握、一〇〇％の課税は到底至難であるといふことは、私も長く税の實務に従事したものは、当初から信じて疑わなかつたところでありまして、施行一年、今日から振り返つて見て、まさにこのことは如実に現わされておるのであります。無記名公債、社債の登録制度は勿論、株式売買の報告のごときも幾ら強調いたしましても、実行できないのが、昨年のシャープ博士の第二次の渡来によつて明らかにせられておるのであります。従いましてこのシャープ税制の直接税に關する基本的な考え方は、日本の實情には差当りどうしても適合しないというわけになり、それがどういう結果を生んでおるかと思ふれば、他の所得に比べて、法人税及び株式配当を通ずる所得課税において法人企業が著しく軽減されておることになつております。従いまして、昨年の税制改正以後、商工業者等のうち大規模、中規模のものが続々として法人になつておるのは御承知の通りであります。かくのごとくにして、シャープ博士が最も力を入れて、租税負担の均衡に重点を置いたものが現実に即しないことになり、却つてこれが課税の不公平を招き、中小の商工業者或いは農業者、漁業者というやうな、零細な個人企業形態のものの負担が著しく過重になつておるといふ結果を招来しておるのであります。私は租税制度並びに、これが運営の上からいつて、これは根本的に再検討する必要があると思ふのであります。而も譲渡所得の課税はアメリカにおいてもシャープ博士のやうな制度はとつておりません。これはもう主税局長において十分御承知のはずでありまして、私の申上げるまでもないと思ひますがアメリカにおいてもやつていないやうな非常に実行の困難なるものを、直接税の中心に置いて、而して今日これが運用が頗る不完全であるといふやうな状態にある以上は、これはどうしても今後の税制改正の基本的な大きな問題として再検討する必要があると考へるのであります。この点に對しての大蔵大臣の御所見を伺いた

○國務大臣(池田勇人君) シャープ博士の勧告は今お読みの方通りでありまして、非常に理想的な案でありまして、我々も検討の上適當であるといふ考への下に御審議を願ひ、これが法案として成立し、これによつて施行しておるのであります。実行して見まして、お

話の通りなかつて行かぬ点もございませう。又その後の經濟界の変化等を考へまして、私はやはり日本の經濟の實情に合うやうに、合わないところをだん／＼直して行くべきではないかと思ひます。而して今税制の根本改革をシャープの勧告案以外にやつたらという問題につきましては、これは重要な問題でございませうので、今後の經濟界の動き等を見まして、よくと研究いたしたいと思つております。

○大矢半次郎君 大臣から只今の御答弁を伺ひまして、私も大体満足するわけでありまして、併しながら現にこの租税制度及び運営の上において、非常に不均衡の事態が起つておるものを、たとへ一年、二年の間と雖もこれを放置して置くのはいけないことかと思ひまして、臨時措置法等におきまして、速やかにこれらの点を是正すべきではなからうかと考へますが、如何でございませうか。

○國務大臣(池田勇人君) 大矢委員の憂えておられる問題は、法人課税の問題、即ち今までの大陸系の税制のやうに独立の企業体としてみる、又そう見なくとも、英米流のやうに或る程度の独立性を認めたらどうか。日本のやうに全然法人の独立性を見ずに、個人の即延長だ。こういう見方がいいか悪いかといふことにつきましては、これは議論のあるところと思ひます。個人が法人になるという例も実は見ておるのであります。それは今度御審議願う地方税におきまして、やはり法人の所得の所得税額の一割程度を加算することによりまして、行過ぎの点は是正いたしておるのであります。又譲渡所得につきましても、お話の通り、アメ

話の通りなかつて行かぬ点もございませう。又その後の經濟界の変化等を考へまして、私はやはり日本の經濟の實情に合うやうに、合わないところをだん／＼直して行くべきではないかと思ひます。而して今税制の根本改革をシャープの勧告案以外にやつたらという問題につきましては、これは重要な問題でございませうので、今後の經濟界の動き等を見まして、よくと研究いたしたいと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) 大矢委員の憂えておられる問題は、法人課税の問題、即ち今までの大陸系の税制のやうに独立の企業体としてみる、又そう見なくとも、英米流のやうに或る程度の独立性を認めたらどうか。日本のやうに全然法人の独立性を見ずに、個人の即延長だ。こういう見方がいいか悪いかといふことにつきましては、これは議論のあるところと思ひます。個人が法人になるという例も実は見ておるのであります。それは今度御審議願う地方税におきまして、やはり法人の所得の所得税額の一割程度を加算することによりまして、行過ぎの点は是正いたしておるのであります。又譲渡所得につきましても、お話の通り、アメ

話の通りなかつて行かぬ点もございませう。又その後の經濟界の変化等を考へまして、私はやはり日本の經濟の實情に合うやうに、合わないところをだん／＼直して行くべきではないかと思ひます。而して今税制の根本改革をシャープの勧告案以外にやつたらという問題につきましては、これは重要な問題でございませうので、今後の經濟界の動き等を見まして、よくと研究いたしたいと思つております。

リカにおきましても、日本は厳格にやつておりません。又実情が、不動産の譲渡所得は明確に課税いたしておりますが、株式の譲渡所得につきましては、足らざる点が多々あるように思われます。而して今譲渡所得の問題或いは法人課税の問題につきまして、臨時措置というもので講じて今、今国会にそういう根本的なものをやる考えはないかというお話でございますが、只今本国会でやる考えは持っておりません。ただ、今後の情勢を見まして、税の違ひます状況、国民所得の分布の状況等から考えまして、今後におきましても、税制は特に重要な問題でありますから、検討は加えますが、今直ちに結論をなかに見出しにくいのであります。又時期の点におきましても、今国会に出すという事は、私は申し上げかねるのであります。

○大矢半次郎君 私は今国会中に提出したらということまでは申し上げておりません。ただ、研究中というので在再一年、二年引延すべき問題ではないじやなかろうかということを申し上げて置きます。殊に譲渡所得と関連いたしまして、一時所得は、以前において継続して入つて来る所得と分離して課税しておる。或いはこれを半額にして課税しておるというふうになつております。私は少くともこういう程度の改正は成るべく早い機会にするのが日本の実情に適しておるではなかろうかと思ふ。そういったまゝとすると、目下給與所得者等におきまして、非常に問題視しておりますところの退職給與に対する課税等も実情に副うような軽減ができるのではなかろうか。これがシャウブ博士の一流の譲渡所得の議論の捲添えを食つて、今非常な苛酷な状態に置かれておるのであります。これらの点は速やかに御考慮あつて然るべきではなかろうかと考えます。

○国務大臣(池田勇人君) この譲渡所得の問題、法人の課税の問題につきましては、これは根本に触れる問題でございまして、これは根本に検討を要すると思ひます。併し譲渡所得の捲添えを食つたと言われます一時所得の問題につきましては、これは税制全般の根本の問題よりも或る程度離れておりますので、検討は加えております。

○松永義雄君 ちよつと関連して……

○委員長(小串清一君) 先に森君の通告がありますから……それじや、一つか二つでおやめを願ひます。

○松永義雄君 一つ大蔵大臣にお願いをいたしたいのでありますけれども、税制を改革しなければならぬということとは、大矢さんから言われました。我々も賛成いたしております。過日公聴会においてもそういう趣旨のことを伺つておるのです。この点は速記録を御覧になつて頂けば、明瞭であるのであります。それでまあ、アメリカのことを引合ひに出すことはどうかと思ひますけれども、一応太平洋戦争後において法人所得も廃止されたようでありまして、ところが、再びここで又復活を見ようとして、すでにきまつたのではなかつたかと思つておるでございまして、その事情、原因等につきましても、アメリカの情勢云々ということは何つておられますから、そのまま進むわけには行かないと思つておられますけれども、併しその事情は直接、或いは間接という点から見て、揆を一にするものがあるのじやないか。そういつたような

わけ、只今大矢さんの言われたように、負担の均衡を図つて行くということとは誰しも考へておることではないかと思ふのです。くだしく細かいことは省いて置きますけれども、とにかくこの点だけを質問して置きたいのですが、日本の経済状態が今のままで継続して行くか仮定して、まあ来るべき国会に於いても、次の国会に於いても最近の機会に於いても税制の改革、負担の均衡は図る必要があるのではないかと。その点についてお尋ねいたします。今の経済状態がそのまま続いて行くと仮定して、続いて行つたなら来るべき次の国会に於いて負担の均衡を図る必要があるのじやないか。御意見を伺ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 只今のところ改正税法案を出す考えは持つておりません。

○森八三二君 中小企業者、農民、漁業者などの経済振興を図りますことが非常に重要でありますことは、今更申上げるまでもありません。で、この問題に關連いたしまして、特に金融の円滑化、金融の疎通を図ることが、非常に重要であるということ、政府当局におきまして、いろ／＼の施策を進められておるのであります。今日の状態で十分であり、満足であるというわけではございませんが、いろいろの方途が講ぜられておるということに十分私どもも了承し、認めるつもりであります。その一環といたしまして、特に商工中央金庫、農林中央金庫などに対して、先に政府が優先出資をされて、債券発行の限度拡大に資せられたのであります。その優先出資の配当が、一般の剰余金からなされなければならないということ

で、七分五厘の配当をいたしますためには結局一割有余の剰余を上げなければならぬということ、この改正を多々熱願して参つたのであります。今度の租税特別措置法の改正に當りまして、五條の八で、この問題は一般の損失に戻すということに解決が見られまして、この点は非常に感謝をいたしておるのであります。その基礎になります七分五厘という配当率の問題でございまして、既に御承知のように、中小産業者の集りであるそれ／＼の基礎協同組合等の出資配当につきましては、五分以下だということに規定をいたしております。中央金庫その他の金融機関に於いても、それ／＼政府監督の下に、定款に規定を命ぜられるということになつておるのであります。それ／＼いざいざも六分以下の規定であると承知いたしております。折角政府がこれらの困難をいたしております中小企業者の金融疎通のために御心配を願ひました優先出資の配当が七分五厘ということ、余りにも高額に失し、中小企業者の負担を重からしめておるものであるというふうに言わなければならぬと思つておるでありますが、これに關しまして、この七分五厘の優先配当の率を低下、変更を考へるべきではないかと存するのであります。これに對しまして先ず大臣に御所見を伺ひたいと思ひます。

それから第二の点は、農林中央金庫の例をとりますと、二十億の優先出資を頂いておるのであります。この二十億の優先出資は、計画を承りますと、十五カ年間にこれを償却するといふ計画に相成つておるのであります。

十五カ年間に償却をいたしますと、十五年先にはその二十億が零になつて、二十倍の債券発行の枠が、又元に戻つてしまふ。こういうことになりまして、年々の償却金に相當するだけ積立金を積立てるというように相成つております。この措置について異論があるのではありませんが、その積立てまする積立金は、これ又経営上の剰余金から、利益から積立てをしなければならぬ。こうなりますと、現行法の下におきましては、その積立てのため、法人税、その他を換算いたしますと、おおよそ一割五分近くの剰余金を上げなければならぬ、こうなります。これ又非常に折角の施設が中小産業者の負担に転嫁されておるということになりますので、この積立てまする積立金につきましては、今度の五條の八の訂正と同様に、損失を以て計算ができるというように措置を願ひます。これが、中小企業者の金融措置を図るという根本的な本質、趣旨から考えまして、非常に大切な問題であるというように存じますのであります。以上二点につきまして、大臣の御所見を伺ひたいと存じます。

○国務大臣(池田勇人君) 見返資金からの優先出資につきましては七分五厘の配当は高過ぎるのじやないかというのが御質問の第一点であります。御承知の通り見返資金につきましては他の産業への出資も七分五厘に原則として相なつておるのであります。こういう関係を考えて今直ちに七分五厘をどうしようといふことはちよつと困難ではないかと思ひます。あの当時から比べますと、当時は預金部の貸付けの利子なんか九分を超えていたのであります。

大藏省主計 局法規課長	佐藤 一郎君
大藏省主税局長	平田敬一郎君
大藏省管財局長	吉田 晴二君
大藏省銀行局長	舟山 正吉君
事務局側	
常任委員	木村常次郎君
會專門員	
常任委員	小田 正義君
會專門員	
大藏省銀行局	飯田 良一君
特殊金融課長	
國民金融	最上 孝敬君
公庫理事	
農林省農地 局營農課長	野田哲五郎君

手数料、事務取扱費、第四條第三項の規定による繰越損失の補てん金、第十二條第二項但書の規定による繰替使用金の償還金及び附屬諸費をもつてその歳出とする。

(運用資産の価額の減損の処理)

第四條 資金運用部資金に属する運用資産で価額の減損を生じたものがあるときは、この会計の決算上生じた剰余をもつて償却し、決算上の剰余がないとき、又は決算上の剰余をもつてその全額を償却できないときは、第八條第一項に規定する積立金をもつて償却しなければならない。

2 前項の規定により決算上の剰余又は積立金をもつて運用資産の価額の減損の全額を償却できないときは、その償却できない金額は、資金運用部資金の損失として繰り越して整理するものとする。

3 前項に規定する資金運用部資金の繰越損失は、第八條第一項に規定するところによりこの会計の決算上の剰余金をもつて補てんする場合を除く外、一般会計から、予算の定めるところにより、必要な金額を繰り入れて補てんするものとする。

(歳入歳出予算計算書の作製)

第五條 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この

会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(決算上の剰余の処理)

第八條 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の資金運用部資金の運用利殖金及び附屬雑収入の收納済額の合計額(以下「收納済額の合計額」という。)から当該年度の資金運用部預託金の利子、資金運用部資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費及び附屬諸費の支出済額並びに当該年度における第十四條第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額の合計額(以下「支出済額等の合計額」という。)を控除して剰余がある場合において当該剰余金を第四條第一項に規定する償却に充て、且つ、同條第二項に規定する前年度からの繰越損失がある場合には、これを補てんしてなお剰余があるときは、その剰余の額の二分の一に相当する金額をこの会計の積立金として積み立てるものとする。

2 前項に規定する剰余の額から同項の規定により積み立てる金額を控除した残額は、当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

(決算上の不足の処理)

第九條 この会計の毎会計年度の決算上、收納済額の合計額が支出済額等の合計額に不足するときは、その不足する金額は、前條第一項に規定する積立金から補足するものとする。

のとする。但し、第四條第一項の規定による運用資産の価額の減損の償却に先立つことはできない。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補足することができないときは、一般会計から、その補足することができない金額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れて補足するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十條 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作製し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(資金運用部資金の繰替使用)

第十二條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、資金運用部資金を繰替使用することができる。

2 前項の規定により繰替使用金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一年内に償還することができる。

(利子の支拂事務の委託)

第十三條 大蔵大臣は、日本銀行に

資金運用部預託金の利子の支拂を取り扱わせることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により日本銀行に資金運用部預託金の利子の支拂をさせる場合においては、その利子の支拂に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

第十四條 この会計において、支拂義務が生じた歳出金で、当該年度の收納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
大蔵省預金部特別会計法(大正十四年法律第十三号)

一般会計歳出の財源に充つる為大蔵省預金部特別会計より為す繰入金に關する法律(昭和十二年法律第十号)

3 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度の收入支出並びに昭和二十

十四年度及び昭和二十五年年度の決算に關しては、なお従前の例による。

4 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度の收納の完結(以下「收納の完結」という。)の際同特別会計に属する資産及び負債は、收納の完結の際この会計に帰属するものとする。

5 收納の完結の際大蔵省預金部特別会計に属する積立金の額に相当する金額は、第八條第一項の規定によりこの会計の積立金として積み立てられたものとみなす。

6 この会計において、第八條第一項に規定する剰余の額があるときは、当分の間、同條の規定にかかわらず、当該剰余の額を、予算の定めるところにより、当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。但し、繰入のための当該年度のこの会計の歳出予算額が当該剰余の額に不足するときは、その不足する額に相当する額を翌年度において繰り入れるものとする。

7 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「大蔵省預金部特別会計」を「資金運用部特別会計」に改める。

昭和二十六年三月十五日印刷

昭和二十六年三月十六日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所